

平成26年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成26年9月22日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第55号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第56号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第57号 平成25年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第58号 平成25年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第63号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第64号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第44号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第47号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第53号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第54号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第61号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第62号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第50号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第51号 平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第59号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第25 議案第66号 瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第26 発委第8号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 発委第9号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示について
- 日程第28 発議第10号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書
- 日程第29 発議第11号 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議
- 日程第30 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30までの各事件

追加日程第1 発議第12号 堀孝正市長に対する問責決議について

追加日程第2 発議第13号 奥田尚道副市長に対する問責決議について

追加日程第3 発議第11号 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（１名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開会 午前 9 時24分

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、本日は大変お忙しいところ傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

〔「議長、休憩動議です」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時25分

再開 午前 9 時29分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

棚橋敏明君。

○6 番（棚橋敏明君） 議席番号 6 番 棚橋敏明でございます。

堀孝正市長に対する問責決議案を提出させていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 9 時30分

再開 午前 9 時41分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、棚橋敏明君ほか 6 名から発議第12号堀孝正市長に対する問責決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議がありますので、起立によって採決します。

発議第12号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 12番 清水治君。

○1 2 番（清水 治君） 私はこの審議に関して審議できませんので、ここで退席をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 8 番 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） この発議ですけれども、手元にありませんので中身がわかりません。
審議できません。

〔発言する者あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 12番 清水治君。

○ 1 2 番（清水 治君） 先ほども言いましたように、問責決議に関して審議をすることができませんので、退席をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（若園五郎君） 許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 10番 古川貴敏君。

○ 1 0 番（古川貴敏君） 今の清水議員と同様に、退席させていただきます。お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 11番 河村孝弘君。

○ 1 1 番（河村孝弘君） 審議できかねるところで、私も退席させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 8 番 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 今、これもらったばかりですので、内容をよく検討する時間が必要でございしますので、この件についてはとりあえず退席します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 13番 若井千尋君。

○ 1 3 番（若井千尋君） 私もこの発議に対しまして、審議することを望みませんので、退席させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 5 番 森治久君。

○ 5 番（森 治久君） 私もこの問責決議に対する審議について、審議する内容ではないと判断し、退席をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 1 番 堀武君。

○ 1 番（堀 武君） 私も、この件に関してずうっと議員として質問をしてきました。今さらこのような形で市長の問責なんていうことに関して審議すること自体、私としては不本意ですから、退席させていただきます。

〔 1 番 堀武君・ 5 番 森治久君・ 8 番 松野藤四郎君・ 10 番 古川貴敏君・ 11 番 河村孝弘君・ 12 番 清水治君・ 13 番 若井千尋君 退場〕

○議長（若園五朗君） 先ほど異議がありましたので、起立によって採決します。

発議第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立多数です。したがって、発議第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定しました。

追加日程第1 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 追加日程第1、発議第12号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

発議第12号堀孝正市長に対する問責決議につきまして、御説明申し上げます。

説明につきましては、本文のとおり朗読させていただきます。

発議第12号、平成26年9月22日、瑞穂市議会議長 若園五朗様。提出者、瑞穂市議会議員 棚橋敏明。賛成者、瑞穂市議会議員 小川勝範、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬時男、賛成者、瑞穂市議会議員 藤橋礼治、賛成者、瑞穂市議会議員 庄田昭人、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬武雄、賛成者、瑞穂市議会議員 星川睦枝。

堀孝正市長に対する問責決議について。

上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

堀孝正市長に対する問責決議。

平成26年第3回瑞穂市議会定例会が招集され、9月17日の本会議における西岡一成議員及び堀武議員の一般質問への答弁において、堀市長は平成26年第1回定例会での百条委員会の設置はまさに心外なことであり、議案第31号市道路線の認定及び廃止については、産業建設委員会の付託議案である。本来、委員会で審査し、その上で百条委員会を設置するものであるとの答弁をしている。

しかし、その答弁の内容を考えると、市長の職務怠慢と監督不十分が根本にあり、今回の事案に発展したものと感じる。

さらに答弁では、百条委員会は議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば、証人喚問等により真実を追求するため設置される特別委員会であると思うと、平成26年第1回定例会での本会議において、突然の発議により設置されたと発言している。さらには、市道路線の認定に伴い、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものであり、市長初め当時の担当部課長もその存在を全く知らなかった。このような状況にもかかわらず、百条委員会を設置し、そのことなどによる信頼失墜、

名誉毀損のため告訴する準備があるとの発言がありました。

二元代表制は、地方自治の根幹であるが、今回の市長の発言は、議員の権利を脅かすものであり、また現在、議会で調査、審査中の事件に対して、この時期に市長が告訴の方針を示すのは議会活動に対する著しい妨害である。

さらに、問題及びその責任を職員へ転嫁する発言をすることは、行政の最高責任者としての資質を疑うほかなく、こうした市長の一連の言動に対し、その責任を問うものであります。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。

発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） おはようございます。議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

今、この時点においても、市民の皆様におかれましては、いろいろ大変な思いをしながら日々暮らしているわけで、そういう中、このようなことで市民の皆様から報酬をいただいている身として心苦しく思いつつ、この問責決議、案でいいですね。案の内容について、ちょっと理解しかねるところがございますので、何点か質問をさせていただきます。

まず、最初に市長の職務怠慢と監督不十分が根本にあり、今回の事案に発展したもの、今回の事案というのは百条委員会だと思うんですけど、に発展したものと感じると書いてありますね。でも、市長の職務怠慢と監督が不十分が根本にあったとして、どうして便宜供与の百条を設置しなければならないのでしょうか。つながらないと思うんですけど、まずこれをお聞きします。

あと何点かは自席でお聞きいたします。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） くまがい議員から質問がございました職務怠慢、監督不十分の部分でございますが、この発言のときにもございましたように、私は知らなかったんですと、そのように市長はおっしゃられました。でも、直属の部下でございます。直属の部署でございます。やはり瑞穂市役所、首長さんとして、市長さんとして全て背負っておられる。それもなおかつ、

幹部職員の範囲でも文書であったという部分もございます。

それと、やはりここに至るまでに捺印をする行為とか、またそれからそれ以前に報告を受ける行為とか、さまざまあったのではなかろうかなと思います。そのことに対して、私は知らなかったんです、これは通らないと思いますが、私はその部分を職務として監督の不十分として、私はこのような表現をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私の質問に答えていらっしゃいませんので、もう一度お聞きします。

行政事務上の瑕疵があったということは、行政も認めていらっしゃいますね。初めはわからなかったけれど、百条の中で認めていらっしゃいます。私も確かに行政事務の瑕疵があったと思います。でもそのことと、だから利益供与、便宜供与の百条委員会を設置すると、今回の事案に発展したと書いてあるんですから。どうやってつながるんですか、そのことと、百条委員会の設置と。

これ、便宜供与、利益供与というのが一つも出てきませんね。大変不思議な問責決議ですが、自分たちがしたことについては書かれていないように思うんですけど、もう一回言いますよ。この職務怠慢、監督不十分というのはあったことは、いろいろありますけれども、行政瑕疵があったことは認めているわけですよ。そのことと、便宜供与、利益供与のための百条を設置したこととの関係を教えてください。今回の事案に発展したと書いていますのでね。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） まず、瑕疵の部分の発言があったかどうか、市長のほうから、私は市長のほうから瑕疵という言葉はなかったような気がするんですが、確かに副市長の答弁の中にはあったと思いますが、私はなかったと思っています。それで、瑕疵ということは傷、欠点、過ちということですね。そのことに対して、瑕疵という表現で言われたことはなかったように私は存じておりますので、瑕疵ということは一切使っておりません。

それからあと、なぜ便宜供与のことが書いていないかということは、率直に申しまして今回の問責につきましては、百条委員会の中のこと、これは百条委員会というものの自体が調査権を持った特別委員会でございます。ですから、要するに百条委員会が発足したということは、簡単に言いましたら、世の中に疑わしきは罰せずという言葉がございます。ただし、疑いがあるのかないのか、それをまず調べるため、それが調査権のある百条委員会になると思います。ですから、そのことが便宜供与とか、そういったことでなしに、私は今回、便宜供与があったかなかったか、そういったことは今百条委員会が開かれて、その中でやっておられるわけです。私のほうとしては、そのことで問責というつもりは思っておりません。

ただ、このことによって、後ろのほうにも書いてございますように、問題及びその責任を職員へ転嫁する発言が見受けられたと。そういったことについて、私は職員がかわいそうだなあという部分がございます。そういった観点からも、私は問責、率直に市長にやはり、職員というのも非常に皆さん家庭を持って大変じゃないですか。その家庭を思いました場合に、果たしてこのような職員へ転嫁する発言が見られていいのかどうか、私はその点、心に感じました。このような説明でよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 職務怠慢と監督不十分は瑕疵です、別の言葉で言えば。市長はこの壇上で認められております。ここですからね、委員会じゃありませんから、全員聞いているはずですよ。

それから今回の事案に発展したって、今回の事案は便宜供与を迫及するための百条委員会に発展したという意味としかとれませんから、お答えはいただけなかったと私は感じます。

2番目に、2点目です。次の行にあります、百条委員会は議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、次ですね。常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば証人喚問等により真実を追求するために設置される特別委員会であると思うと。これをしましたか。

翌日でしたよね、常任委員会があるのは、産業建設の。前日に総括質疑だった。このときに、翌日の常任委員会を待たずに百条委員会を設置したんですから、私たち少数派は議長室に呼ばれて、今設置しなければだめなんだって、庄田議員が立ち上がったままで説明を受けました。ここをお聞きします。

ここに書いてあるんですね。常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば設置されるのが百条委員会だと。でも、それはしていないですよ、これ。その点はどうですか。ここに書いてあるとおりはおかしいですよ。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） くまがい議員の質問にお答えします。

先ほどの常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならばという流れのところでございますが、これはあくまでも市長がお答えになられた答弁でございます。この上を見てください。さらに答弁では、市長がこのような御説明なさったわけなんです。非常に、曲がりなりにもこれはおかしいんじゃないかということでおっしゃられた部分を要約してここに書かせていただきました。ですから、もちろん市長はなぜなのかということをおっしゃられた。だから、その部分をここで文言にただけでございます。そのことに対して、どのようにお答えしたらいいのか、逆に私のほうが回答に困るんですが。よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 書いたことが余りよくわかっていらっしやらないのかよくわかりませんが、これは問責決議の理由をお書きになっているわけですね。に値するという理由を。その理由の2つ目に、もう一回読みますよ。さらに答弁では、百条委員会は議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば、証人喚問等により真実を追求するため設置される特別委員会であると思うとって、文章が非常おかしいと思いますが、あると思うと。ここの接続が非常におかしい文ですけど、思うと、平成26年第1回定例会での本会議において、突然の発議により設置されたと発言している。このとおりだからこれでいいんじゃないですか。こんなことがどうして問責になるのか、もう一回言ってください。

答弁では、何々であると思うという文章自体がちょっと接続が非常に意味不明ですけど、とにかく、そのとおりの経緯を発言したことが何で問責決議になるのか、ちょっと教えてください。このとおりの経緯ですよ。常任委員会でやらないで百条を設置してしまいましたよね。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） くまがい議員さんの質問に対してお答えいたします。

あくまでも、この後よく見てください。さらに答弁ではというところからは、あくまでも堀市長の答弁なんですね。ですから、これに基づいてこうこうこうだということで、それでそのことなどによる信頼失墜、名誉毀損のため告訴する準備があるとの発言があった。あくまでもこれは堀市長の答弁の内容なんです。これに基づきまして、その下が我々の問責決議をする意味合いなんです。二元代表制は、地方自治の根幹であるが、今回の市長の発言は、議員の権利を脅かすものであり、また現在、議会で調査、審査中の事件に対して、この時期に市長が告訴の方針を示すのは議会活動に対する著しい妨害である。さらに、問題及びその責任を職員へ転嫁する発言をすることは、行政の最高責任者としての資質を疑うほかなく、こうした市長の一連の言動に対し、その責任を問うものでありますと結んでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そのことを今聞いておりません。下のほうのことを言わないでください。今聞いたのは、さらに答弁ではこう言っているということが問責決議に値すると言っているけれども、どうしてこれが問責決議に値するのか、そのとおりのことを市長は言っただけだと。お答えはなかったものと解釈いたします。

それから最後のところで、さらに問題及びその責任を職員へ転嫁する発言をすることは、行政の最高責任者としての資質を疑うほかなく、こうした市長の一連の言動に対してその責任を

問うとありますが、さらにではプラスですから、プラスこういうことだと。どこでその責任を職員へ転嫁したんでしょうか。私は百条の委員ですし、もちろん本会議も委員会も全部見聞きしておりますが、多分これは責任を転嫁したわけじゃなくて、調べた結果、K職員が書いたものだったけど、それはパソコンに入っただけだと、ちょっとお休みなさっていたので、そういう調べた経緯を説明しただけだと私は受け取りましたが、誰のことを責任転嫁した、職員って誰のことですか。今までの話の中で、責任を転嫁された職員っているんでしょうかね。

市長みずからが瑕疵だと認めているわけですから、確かに瑞穂市は行政の瑕疵が多いですね、多いです。でも私はそれは、やっぱり長年の蓄積だったと思っています。それを一つ一つ整えていくのが、これから堀市政の8年であり、これからだと思っています。その尻尾をつかまえて、来春の市長選への火ぶたみたいなことを百条設置の最初に新聞に書かれましたよね。

そういうことですから、ここを答えてください。問題及びその責任を職員へ転嫁したって、どの部分を言っているんでしょうか。どの職員に転嫁したと言っているんですか。私は単なる調査の結果を説明しただけだと聞いていましたが。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） くまがい議員の質問にお答えいたします。

この市長の答弁の中にもその部分、一部うたってございます。市道路線の認定に伴い、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものであり、市長初め当時の担当部課長も全くその存在を知らなかったと。このこと自体が大きな転嫁だと思います。一職員に転嫁しているわけですね。かぶせているという言葉がここで該当するかどうかわかりませんが、それに近いものをここから感じ取ることができると思います。

それと、ちょっと私的な御意見も申し上げさせてもらいますが、先ほどくまがい議員さんも最後のほうに多少述べられましたので、私、堀市長さんには初心に返っていただきたいんです。初めての選挙のとき、公明正大に、やっぱりその心、すばらしい心をお持ちの方です。もう一度再度その心を持っていただきたいと、今くまがい議員の質疑の最後のところにありました。私も同じようなものを感じますので、そのようなものをここでちょっとつけ加えさせていただきます。

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 職員へ転嫁する発言をしたというのは、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものであると言ったからというんですけど、これは別に調査でそうだったからそう説明しただけで、別に責任を転嫁したことにはならないと思いますよ。ああ、そうだったのかってわかっただけですから。

以上、私、主に3点質疑しましたが、いずれもちょっとわからない答弁だったということで質疑を終わります。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、私が申し上げたいのは、決議の出し方の問題であります。

思い返してみると、百条委員会の設置の方法も、総括質疑の中で、終われば各委員会に付託をされるという議会運営の流れが基本的にある中で、突如として百条委員会設置の提案がなされた。今回も一緒なんですね。新生クラブは事前に打ち合わせをしてくれているんでしょう。だったら、本会議場に入った冒頭、動議などというこそくな手を使わずに、正々堂々と、私たちも朝一番の議運の間に合うように、議運に決議案を提出させていただきました。その中で、皆さんに少しでも早く中身を読んでいただいて、お互いに十分な自由な議論ができるように担保できればというふうなことも考えてのことなんですね。ですから、多数派なんですから、多数派であればもっと寛容に考えて、最初の議運に我々の決議と同じように提案をすべきが議会運営のあり方なんです。そういうところがこそくだというんです。多数派の横暴ですよ。逆にその時間だけとったわけでしょう、そのために。これは言葉をかえれば私物化ですよ。

そういうことに対する内なる反省というものが全くない中では、何でも多数で数で押し切れればそれで通るんだということではないんです。まずそのことを申し上げる。

2点目は、くまがい議員の発言にも関連しますけれども、その答弁の内容を考えてみると、市長の職務怠慢と監督不十分が根本にあり、今回の事案に発展したものと感じるということなんですが、その答弁の内容を考えてみるとというのは、その前段に書かれていますよね。何が書かれているか、堀市長は平成26年第1回定例会での百条委員会の設置はまさに心外なことであり、議案第31号市道路線の認定及び廃止については、産業建設委員会の付託議案である。本来、委員会で審査し、その上で百条委員会を設置するものであるとの答弁をしている。その答弁の内容ですよ、これ。くまがい議員も質問しましたがけれども、その答弁のどこが職務怠慢と監督不十分が根底にありに結びつくのか。読めばわかるでしょう、これ。何を書いているかというと、堀市長は、本来やるべき議会運営の原則を述べたんですよ。違いますか。これが本来の議会運営のあり方じゃないですか。総括質疑の中で、他の議案をストップしてまで緊急動議を出して百条委員会を設置する。産業建設委員会がその後に付託されて審査がある。そんなことが通常あり得る運営の仕方ですか。まして多数派でしょう。

だから、私はそのときにも性急過ぎる、何も我々は知らない中で、マスコミだけ呼んで、朝来たら何があるんやと思うような状況の中でなされたんですね。

だから、今申し上げた質問をします。これ、議会運営のあり方を述べただけじゃないんですか。答弁してください。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、休憩動議をなぜ行ったか、このことについてでございますが、本日は25年度の決算の認定、そして26年の補正、この大事な部分がございます。そのためには、やはりこういった大切なことは先に、皆さんの質疑をしっかりと受けられるように、十分な時間をとれるように、先に行ったほうがいいんじゃないかなと、そのように思い、休憩動議とさせていただきました。

そしてその次、答弁の内容云々というところでございますが、以上の答弁の内容も含みとすればよかったのかもしれませんが、この部分だけに固定している部分ではありません。全体を捉えまして、その日の市長の答弁、西岡議員さん、当然西岡議員さんは一般質問を行っておられますから、答弁の内容は十分御存じだと思いますが、そういったかなりの部分を網羅した上での市長の職務怠慢、そして監督不十分と申し上げた次第でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） よくわかりませんけれども、いずれにいたしましても、市長が言ったのは議会運営の基本を述べただけなんです。そのことと決裁文書に、つまりどういう決裁文書かということ、瑞穂市市道編入基準を当てはめて、行きどまり道路であるからサーンホームの市道認定は認めないとする文書に判こを押したという行為については、私も産業建設委員会等々で、そういう行為は行政行為としてずさんである、執行部の中の意思統一をきちんとやっておくべきだということは申し上げている。ただ、そのことと百条委員会をつくることとはまた別の問題なんです。

それで、問題はその後でも、百条委員会は議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば、証人喚問等により真実を追求するために設置される特別委員会であると思うと、平成26年第1回定例会での本会議において、突然の発議により設置されたと発言していると。これ、事実じゃないですか。これ、事実ですよ。

さらには、市道路線の認定に伴い、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものであり、市長初め当時の担当部課長もその存在を全く知らなかったと文章を続けることによって、問題及び責任を職員に転嫁する発言というふうに捉えているわけでありますけれども、肝心なことが抜けているんですよ、肝心なことが。

どういうことかということ、答弁の中で明らかになった極めて重要なキーワードは、都市計画区域外における寄附行為による市道認定基準は、県の宅地開発指導要領であって、瑞穂市市道編入基準ではない。それは職員がみずからの手持ち資料として作成したものであって、実務は県の宅地開発指導要領を使っていたと。これが大事なんです、ここが。ここがはっきりしな

いから、ここを避けて、自分たちは瑞穂市市道編入基準を正式な正しい基準として思い込んでやっているわけですよ。逆に本当にそうかどうかということの調査をみずからチェックすることができていないんですよ。そのことが問題なんですよ。

編入基準自体をつくった職員の証言はそういうことだったんです。だから、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものということと、それを言ったことが問題及びその責任を職員に転嫁する発言というふうにねじ曲げて、文章をくっつけておるんですよ。

第三者が読んだらそうなりますよ、この文章は。書かなきゃいけないことは今言ったことなんです。だから、そういうことの主張が、またマスコミなんかは繰り返し繰り返し、それと同じような内容で断定的記事を書く。岐阜新聞なんかでも、11回か12回、同じようなキーワードで書いていますよ。こういうことをみずから調べたときに、瑞穂市市道認定基準が真に正当なる物差しであったかどうかということのチェックをやって、やった上で適用されていたというのならそれでいいんです。けれども、県の宅地開発指導要領が適用していたんだということも、作成者自身が平成21年まで市道認定の担当者だったわけですから、そういうふうに証言をしているわけですね。そのことを、問責決議だ何だかんだ言う前に、自分たちの瑞穂市市道編入基準が正式な基準であるという凝り固まった観念を、もう一回鏡に映して検証をしてみるものが議員としての責務ではないんですか。

ましてや、ちょっと一言言っておきますけれども、平成21年3月の道路認定で、サーンホームの認定があります。今ここにいる皆さん、全員賛成しておるんですよ。皆さん賛成しておるんですよ。その賛成した根拠は何ですか。瑞穂市市道認定基準ですか。この文書の中では、21年の当時のことを別に書いているわけではありませんけれども、実際、産業建設委員会の中で執行部からいただいた資料の中では、ちゃんと議会でも議決をされているんです。今、問責決議を出されている皆さんも賛成されている。何の基準で賛成したんですか。今度は同じように6メートル、前は48メートル、今度は33メートル、とまり先も民有地、一緒なんです。それが今度は何でいけないんですか。そういうところのチェックはされたんですか。

一番基本的な、百条委員会までつくって、宣誓までして、偽証罪で訴えるぞということを構えながら、聞くのはそういうのを聞かなきゃいけないんじゃないですか。くどいようですが、そういうことをみずからの任務としてやったかどうか、そのところができていなくて、ここに書いているような答弁を考えると職務怠慢、あるいはその事実を調査によって明らかになった、つまり職員が手持ち資料でつくったという事実を捉えて、個人の責任にしている、職員の責任に転嫁しているというのは、客観的かつ具体的事実をありのままに正確に把握をして、その中でどういう事実が明らかになったか、こういう方法論が正当なんじゃないですか。

出し方の問題も言いましたよ。最初から話をしているんだったら、一番最初に議運に出せばいいんです。我々の出した決議はどうですか。報告があったように議運で一番最後でしょう。

一番最後に我々の決議は出すんでしょう。自分たちは黙っておいて突然出して一番先にやるんでしょう。だから、そういうお粗末なこそくなことを議会でやってはいかんのですよ、そういうことは。違いますか。

そういうことも含めて、さっきの中身で職員の怠慢に結びつけているとかいうけれども、実際それは事実をただ述べただけじゃないですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） さすが西岡議員さんという感じで、たくさんの御質問を頂戴しましたが、なかなか整理がつかみませんので、まず申し上げておきますが、百条委員会の中で行われていること、それからむしろ、ここで言われるよりも西岡議員さんが百条委員会へ行行って、証人として証言なさったほうがいいようなこと、今多々ございましたので、その部分は私では答えられない部分がございますので、ちょっとそこは割愛させていただきます。申しわけございません。

ただ、私としましたら、いろんなことで、この役所の中で質問を受け、原因の調査を受け、そのように、例えばどこどこで集まって話しようや、どうやった、こうやった、そういったことで、市の職員の方々の間に大きな大きな疑心暗鬼、それと同時に大きな不安、大きな悲しみ、私はそういったことを生んでほしくないんです。ですから、私はあえてこの問責決議を提出させていただいたわけです。

西岡議員さん、今度逆に聞かれている立場の市の職員にもなってみてください。その気持ちにもなってみてください。どうかよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 話にならない。

私が話をした中で、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものという市長の発言が、皆さん方提案者にとってみれば問題及び責任を職員へ転嫁する発言になっていますね、違いますか。しかしながら、この市長の答弁は、市の調査結果によって明らかになった客観的かつ具体的事実を答弁しただけではないんですかと聞いているんです。そのどこが職員に責任を転嫁することなんですか。言葉をつないで、とにかくやっつけければいいんだ。私はいつも言っている、相手が堀市長であれ、前の松野市長であれ、そんなことはどうでもいいんです。その人が適正な法規、規則等々に従ってやっておれば、それはいいんです。そうでなかったら、誰に対しても、やっぱり違うということを言いますよ。

だから、今言ったことについて、ちょっと答弁してください。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 西岡議員さんの質問の部分がちょっといま一つわからないんですが、市長はもう既にこういった答えを出しているからいいじゃないかということをおっしゃっておら

れるのか、ちょっといま一つ質疑の内容が、あっちへ行ったりこっちへ行ったりされるので、ちょっとわかりにくいもので、的確に一つずつお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 別に今のは、あっち行ったりこっち行ったりしていないですよ。聞いたのは、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものと市長が答弁しているけれども、それをもって問題及びその責任を職員へ転嫁する発言というふうに受けとめておられるけれども、それは客観的かつ具体的な事実じゃないんですか、市の調査によればと言っているんです。違うんですかと。その結果が何でいわゆる職員への転嫁になるんですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） それでは西岡議員さんに伺いますが、それでは一職員が私案として作成したものでありという部分ですね、この部分に対して、証拠とかそういったこと、確実に西岡議員さんは確認しておられるんですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） まず1つは、執行部の本会議場での答弁、これは責任ある答弁。もしそれが違っておれば、みずからの責任をとらなきゃいけない。執行部の答弁というのはそれぐらい重たいんですね。だから、その重たいということをきちんと受けとめたときに、調査結果として尊重して言っているんです。そしてもちろん、答弁者に対しても具体的にその論拠を見せなさいということで、その事情聴取をしたものについて目を通していただきました。それで確認をして、一般質問をしたわけです。

問題は、提出者たちがそれをやっているかどうかなんです。瑞穂市市道編入基準が正式な基準であるとして、県の開発許可基準の問題は全く話にも出てこない。産業建設委員会で過去に合併以降7本、都市計画区域外における寄附採納による市道認定があった。それも県の宅地指導要領を適用してやったと報告があるにもかかわらず、そのことについては一顧だにせず、チェックせず、検証せず、瑞穂市市道編入基準を正式な基準としてやり続けている。庄田議員なんかも新聞のコメントの中で、これまで瑞穂市市道編入基準が正式なものとして適用されてきたという趣旨のコメントをされておった。これまで、いつからいつまで、合併してから21年までか25年までか、皆さん方が21年に賛成をした7本についてはどういう基準を当てはめたんですか。あるいは県の開発許可基準、宅地開発指導要領ですよ。

だから、肝心な一番大事なところというものが全然そこへ近づいていない。そこから遠ざかっておるんだということ自体が、真相解明をする基本的な真摯な姿勢じゃないんですよ。この議案の出し方といい、極めて政治的だ。

そういうことでありますので、もう1つ、次に聞きますけれども、そもそも堀市長に百条委員会で調査、審査中の事件に対しては告訴する権利はないんですか。あるのかないのか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 告訴する権利があるかないか、この部分は私はわかりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 権利があるかないかわからないんだったら、ここに書いているように、今回の市長の発言は、議員の権利を脅かすものであり、これ議員の権利の側からだけ言っているでしょう。市長の権利はどうなんですか。告訴権はあるんですか、ないんですか。だから聞いたんですよ。

また現在、議会で調査、審査中の事件に対して、この時期に市長が告訴の方針を示すのは議会活動に対する著しい妨害であると。けれども、市長に告訴の権利はないんですか。同じことを聞きますよ。ないんですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今、西岡議員が言われたその部分については、再度申し上げますが、私はわかりません。ただし、市長のほうの発言から、もう既にそのことなどによる信頼失墜、名誉毀損のため告訴する準備があると、このようにお答えになっておられます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 繰り返し聞きますけれども、例えば警察の捜査権のもとで、県警でも呼ばれて、北方署にでも呼ばれて、いわゆる捜査の一環として事情を聞かれる。捜査中ですよ、それも。そのときに、灰皿を頭にぶつけられたと。そうしたら、けがしちゃったとなったら、これはけがをされた人が、容疑者であれ誰でも、逆に警察、あるいは地検に告訴するということはできるでしょう。できますか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ちょっと質問の中身が違うように思いますので、市長が告訴できるかどうか、首長さんが告訴できるかどうかというのはちょっと意味が違うと思います。ですから、そのような質問に私はお答えするだけ、法律の専門家ではございません。そのようにお答えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 法律の専門家でなくても、個人的法益が侵害をされたならば、市長だけ

らできなくて、一般人だったらできる、そういうふうに日本の刑法はできているんですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 何度もお答えいたしますが、市長という役席にある方、そして一般の方、それがそういった事件において、灰皿を投げつけられた、そういった事件において告訴できる、できない、それは恐らく差はないかもしれませんが、私としては法律の専門家ではございませんので、ここでは正確なる答えも持っておりませんし、お答えすることもできません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 例えば今回の事案のように、百条委員会を開いても準備会をやる、議員も含めて傍聴はさせない、けれども準備会の情報はマスコミに垂れ流す、マスコミも一方的情報をうのみにして丸投げ記事で住民に対して広めていく。それがまた伝播をしていく。そういうことが1回、2回、3回、4回、10回、11回と続いたら、どういう状況になりますか。市長だからこそ、その名誉に及ぼす影響というのは大きいんじゃないですか。

それに対して防御していく権利というものが担保されていなければ、市長だからないんだ、それで百条委員会の中で一番肝心の瑞穂市市道編入基準は正式な文書じゃない、県の宅地指導要領だということに対する説明は一切やらずにおいて、瑞穂市市道編入基準を正式な文書として当てはめて却下された。だから市長が出ていって、新しい要綱をつくって市道認定できるようにしたというマスコミの断定記事が垂れ流されるんです。こういうこと自体が続いたら、そして百条委員会がどんどん6月、9月と延びてきているわけですよ、実際。こうなったときに、堀市長だから言うんじゃないですよ。堀市長じゃなくたって、誰の問題でも同じことを言いますけれども、その名誉をみずから守り、その真実をさらに訴えるということを担保しなきゃ、平等じゃないじゃないですか。公正じゃないんじゃないですか。というふうに私は思います。

いずれにいたしましても、そういうふうな刑事告訴が調査権を脅かすといいますけど、具体的にどういうふうにして、どういう意味で脅かすんですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） まず百条委員会、このことにつきまして、私、先ほどもくまがい議員さんのときにも申し上げましたとおり、この日本の社会、疑わしきは罰せずという言葉がございます。まず百条委員会の設置というのは、疑わしきなのか、疑いが薄いのか、厚いのか、はたまたどちらかと。それを調査する委員会でございます。

ですから、これの設置につきましては、これによって明らかに堀市長の人権が守られる場合もあります。また逆に、そうじゃなかったんじゃないかと言われる場合もあるでしょう。このことだけは、五十歩百歩、これだからいいじゃないかということはどうしても許されない部分だと思います。ですから、私、百条委員会のことにつきましては、百条委員会の中でやって

いただく、当然そのことによって百条委員会は設置されたと思います。

先ほど来より、西岡議員さんが言われることは、どうして邪魔をしているのかと、極端に言いましたら。やはり名誉毀損、そして信頼失墜、こういったことにおいて、市長も非常に困っている。だから、要するに訴えとおっしゃられる。でも、それと同時に、百条委員会のほうにも同じようなことをおっしゃられたら、やはり冷静なる調査・研究、私はできなくなると思います。そういった回答、答弁がやはり妨げになるんじゃないかならうかと思いますし、同じように市長さんもこのことで疲れておられるかもしれません。でも、市職員も同じように疲れていると思います。そういった面もどうかお考えください。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 先ほどから職員のことを一生懸命言っていますけど、職員のこと大事ですよ。ただ、職員を持ち出せばいいというもんじゃないですよ。職員であれ、市長であれ、悪いことは悪いこと。瑞穂市市道編入基準を当てはめて、県の宅地指導要領を当てはめずに決裁をした。そういう決裁責任、ありますよ、これは。これは何回も繰り返し言っています。あります。

けれども、時間がないので結論的なことに進めていきますけれども、いずれにしても、百条委員会のことは百条の中でと言いますけれども、議会で調査、審査中の事件に対して、この時期に市長が告訴の方針を示すのは議会活動に対する著しい妨害であるということで、これは百条委員会でやっていることについて言っているんです。そこで逆に当事者にされている市長の側の人権の問題はどうなんですか。その両方を並べて主張するんであればいいですよ。そっちのほうは一顧だにせずに、もう自分たちの決めた結論に従って突き進んでいく。マスコミを呼んでそれを書かせる。そんな手法を何回も何回もやること自体が、とんでもない問題だというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、何回でも言いますけれども、自分たちも21年のサーンホームの寄附採納による市道認定に賛成している。それに当てはめた基準は、県の宅地開発指導要領ということが執行部の答弁なんですね。そういう資料もいただいています。そういう自分たちの行為、そして17日の答弁の中でも、県の開発指導要領を当てはめた。瑞穂市市道編入基準ではないということまで言っているわけですから、自分たちのやるべき任務はそのことに対する検証じゃないですか。問責決議を出す前に、まずそのことの検証をやってくださいよ。それが先だというふうに私は思います。

これは別に棚橋議員に個人的に感情的に言っているわけじゃないですよ。全然僕は心でやってやろうとか、そんな気持ちはないです。ただ、誰に対しても公平な物差しを当てて、真実に迫っていくという方法論をとることが、間違えてもより少ない間違いで済むことになるん

ではないかというふうに思っているんです。だから申し上げているんですね。だからぜひ、きついことを申し上げましたけれども、その点については御容赦をいただきたいと。一番とにかく考えていただきたいことは、今申し上げたことであります。

議長、もうこれで質問、発言は終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） 議席番号２番、改革のくまがいさちこです。

私は、瑞穂市議会９月定例会の冒頭に動議によって出された発議第12号、堀孝正市長に対する問責決議案に対して反対の立場で討論いたします。

ただいま質疑で何点か質問いたしましたが、答えがなかった。明確な答えをいただけませんでした。改めてその点をここで申し上げておきます。

まず、市長が本来委員会で、この場合は産業建設委員会ですね、審査し、その上で百条委員会を設置するものであるとの答弁をしているけれども、その答弁の内容を考えると、市長の職務怠慢と監督不十分が根本にあり、今回の事案に発展したものと感じると。次にさらにと続きますから、まずここまでの問責決議案の理由の１ですね、文章の構成からいって。そうしますと、市長の職務怠慢と監督不十分が根本にあって、今回の事案に発展した、百条委員会ですね。事実と違いますね。便宜供与、利益供与があったといって百条委員会を設置したわけでは、職務怠慢と監督不十分で設置されたわけではありませんので、全くここは違うことを質問いたしましたが、答えがありませんでした。

２番目に、さらにですから２番目ですね。さらに答弁で、百条委員会は議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、常任委員会で十分に審査を行った後、それでも疑惑があるならば、証人喚問等により真実を追求するため設置される特別委員会であると思うと、文章の接続がおかしいですが、平成26年第１回定例会での本会議において、突然の発議により設置されたと発言している。これが２つ目ですね。このとおりなんですから、こんなことは問責決議に値しません。

さらにとありますので、次が３点目だと思いますが、さらには、市道路線の認定に伴い、市道編入基準は一職員が私案として作成したものであると。これが最後に、こういうやり方は問題及びその責任を職員へ転嫁する発言であると。これが３点目なんだと思いますが、これは調

査結果の事実を説明しただけで、別に問責決議に値するようなことではないと思います。
質疑をいたしました、明確なお答えがいただけませんでした。

ということで、問責決議案には反対の立場といたします。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

まず、この案件について賛成の討論を述べます。なぜこの問責を出したか、理由を述べます。

7月17日、西岡議員、堀議員の一般質問の中で、市長の答弁が、先ほど詳しくは棚橋議員から説明をいたしました。この理由を2点言います。

まず、百条委員会は今調査中なんです。まだ結論は出しておらんのです。結論を出して、それに対して、名誉毀損並びにいろいろ訴えるならいいですよ。まだ調査中なんです、調査は。調査中に何で我々をおどかすんですか。名誉毀損とか侵害とか、それは百条委員会の侵害なんです。それがまず第1点。

第2点。今、ここに瑞穂市の決裁の内容がずうっとありますね。例えば、この書類は担当の職員がつくるんですよ。担当の職員がいろんな規約に基づいてつくるんですよ。担当の職員がつくって、順番に上へ決裁の判こを押すんですよ。最終的に市長が判こを押すんですよ。都合が悪いと、判こを押した者が職員のせいにするんですよ。私も会社の社長をやっているんですよ。会社の社長は、職員が粗末した場合、社長が責任をとるんですよ。本会議場で、自分が都合が悪いと職員のせいにする。あのときに実質、名前は言いませんでしたが、イニシャルで言ったんですよ。自分の責任もとらずに、なぜ職員のせいにするんですか。そんなもの、当たり前のことなんです。

そういう2点について、私は問責に賛成をいたします。

先ほど一般質問が7月何日と言いましたが、9月17日でございますので、ただいま議長さんから大変御丁寧な注意をいただきましたので、7月何日と言いましたが、正式には9月17日の一般質問でございます。以上。

○議長（若園五朗君） 原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は別に反対討論をするつもりはなかったんですが、今小川議員が一言しゃべられたことに、ちょっと反論を含めて反対討論しておきたいなというふうに思ったんです。

それはどういうことかという、職員の責任にするなど。そうなんです。けれども、皆さ

んが提出をしている中で、その理由を書いておりますけれども、これは先ほど棚橋議員にも申し上げたとおり、瑞穂市市道編入基準は一職員が私案として作成したものというのは、市の調査結果で明らかになった客観的、具体的事実なんです。職員の責任である云々の前に、事実を述べたものなんです。これも棚橋議員にも言ったように、そのことと堀市長は問題点及びその責任を職員へ転嫁する発言であるというふうにくっつけることではないというふうに思うんですね。

問題は、繰り返しになるから余り言いませんけれども、瑞穂市市道編入基準なる文書が実務上寄附採納による市道認定基準として当てはめが行われておらず、県の宅地開発指導要領が当てはめられていたということ、つまり瑞穂市の市道編入基準を当てはめた行為は、瑕疵ある行政行為で無効であるということと、先ほどの決裁の問題、決裁責任があるからということとは別の問題なんです。私も、何回も言いますけれども、産業建設委員会の中で、市長が適用してはいけない瑞穂市市道編入基準の当てはめの決裁文書に判こを押しておる。あれを見ると、課長補佐、課長、調整監、そして部長、それから副市長、市長、みんな押しておるんですよ。だから、そのことに対する決裁責任というものはないでは済まないんです。

そのときに発見をしておれば、また違った事態が出たかも知れないなんです。それはもうずうっと私は言っておるんですよ。ただ、そのことと係る行為が瑕疵ある行政行為で無効であるかどうかとは別に考えなきゃいけないということなんです。それをみそもくそも一緒にしてはいけないということなんです。そういうじゃないですか。ですから、そこをきちっとやっぱり整理をした上で、問責決議の合理的根拠をきちんと指し示すべきであるというふうに思います。そこがちょっとずれています。問責決議を今出すということについて、根拠が明確になっていないという意味において、私は反対ということを表明しておきたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

先ほどから百条委員会が突然発議された、そのような発言がありますが、これはつまり百条委員会によって今の瑕疵ある行為も全て調査をするために、既に瑕疵ある行為と、これは認められております。起案書にも認めを押したその責任、さらにそれを深く追及している段階において、百条委員会というものは、この不祥事が起こった背景がどのようなものであるのか、事務の問題はなかったのか、事務の執行が適正に行われていたのか、そして今後どのようにすればこのような不祥事が起こらないか、そのような体制を築くためにしっかりと調査をしなければ

ばならないというふうに感じております。

つまり、瑞穂市として当該事件等の再発防止をするためにはどうすればいいのかというこの百条委員会であります。

真相を明らかにするための瑞穂市定例議会の本会議場において、正規の手続で決議書を提出し、賛成多数で可決されたものにおいて、今調査中の段階において、今回の決議の中にありますが、二元代表制は地方自治の根幹であるが、今回の市長の発言は議員の権利を脅かすものであり、これは私自身が名前を言われました。そのことによって、この百条委員会が適正に調査されるのかということを感じたのが私でございます。このことにおいて、調査が本当にその発言によって適正なのかということが、私が感じたことが一番議会に対しての著しい妨害であったというふうに私は感じております。

ですので、今回の問責に当たる名誉毀損、準備があるという発言に対しては、非常に二元代表制である地方自治の根幹を揺るがす、市長である、首長である発言とは私は思えないということで賛成とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。

発議第12号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立多数です。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

〔1番 堀武君・5番 森治久君・8番 松野藤四郎君・10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君・12番 清水治君・13番 若井千尋君 入場・着席〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時31分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長、動議、休憩を求めます」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、休憩動議に対する説明をさせていただきます。

奥田尚道副市長に対する問責決議案を提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時43分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、庄田昭人君ほか6名から発議第13号奥田尚道副市長に対する問責決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議がありますので、起立によって採決します。

発議第13号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立多数です。したがって、発議第13号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることを決定しました。

追加日程第2 発議第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 追加日程第2、発議第13号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、奥田尚道副市長に対する問責決議書を朗読させていただきます。

平成26年第3回瑞穂市議会定例会が招集され、9月17日の本会議において、西岡一成議員の一般質問の答弁において、次のような発言がなされた。

西岡議員より、「瑞穂市市道編入基準なる担当職員の私案をサーンホームの寄附採納による市道認定に当てはめたこと自体が重大な行政側の瑕疵ということであり、住民の権利を侵害したということになるのではないのでしょうか」と執行部に答弁を求めたことに対して、奥田副市長は、「手持ち資料として作成した程度のものであったことから、これをもとに行政判断に当てはめた行政行為は、確かに適切ではなかった。つまり、瑕疵ある行政行為であったと考える

ところであります」と答弁をした。続けて、西岡議員から、「瑕疵ある行政行為は無効ということの認識でいいですね」と確認する質問に、奥田副市長は、「はい、そのとおりです」と答弁している。

この答弁における奥田副市長の発言は、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、それまでの瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものであるため、行政の責任が全くなされていないと思わざるを得ない発言であり、発言の重大さが欠如しているほかない。

また、副市長の発言は、副市長としての重大さをどのように思われているのか、不審の念を抱くこと倍増に当たる発言であります。

副市長として、事の重大さを考えれば、行政事務の責任者としての資質を疑うほかなく、こうした副市長の発言に対して、その責任を問うものであります。

平成26年9月22日。瑞穂市議会議長 若園五朗様。提出者、瑞穂市議会議員 庄田昭人。賛成者、小川勝範、藤橋礼治、棚橋敏明、広瀬時男、星川睦枝、広瀬武雄議員の皆様の賛成をいただき、提出をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 5番 森治久君。

○5番（森 治久君） 先ほどの問責決議に対して、賛成・反対において、この文言をしっかりと読ませていただく中でということを考え、賛成には立たせていただきませんでした。あえて着席しておりましたが、今文言をお伺いする中、この副市長に対して問責決議案の内容等が質疑、また討議する内容に当たるかどうかを判断しかねます。また、その内容にふさわしいものでないと考え、棄権をさせていただきたいと思います。

〔5番 森治久君 退場〕

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。

発議第13号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1 番 堀武君。

○1 番（堀 武君） 堀武。

提出者に御質問を申し上げます。

この文章の中で、特にこの答弁における奥田副市長の発言は、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、それまでこの瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになり、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものであると。そのようなことで副市長の問責決議をされているんですけど、では提出者はこの担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するもので、この全ての行政行為は何であるのか、これを具体的にどういう物件をしているのか、もしそれがなければ休憩をとっていただいて、行政側に出していただくとか、そういう手続をお願いしたい。

これは非常に重要なことでありまして、全ての担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定することということは、担当者がやった行為に対して、全てを否定することになる。では、具体的に担当者が何をやって、何を認めてきたのかを具体的に、このサーンホーム以外であったということとをここで提出者は言っているもんだから、そのあった物件というのを具体的に示していただきたい。そうでないと、この文章というか、これ自体が成り立たない。ですから、もし今言うように、行政側にそのようなものがあるなら休憩をとっていただいて出していただくか、それとも提出者がこれに対して何のどういう物件があったのか、具体的に答弁願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 堀武議員の質問に答えさせていただきます。

今、どこに市道編入基準を当てはめたか、事実はあるのかという質問でありました。その質問に対しては、今百条の中で検討、調査をしている段階でございます。調査段階中で、それをどこまで公表していいのか、少し私としては考えるところでありますが、一応調査段階の中で、少しだけ触れさせていただくことは構わないというふうに私は考えさせていただきますので、その質問に対して答えさせていただきます。

まずは、瑞穂市市道編入基準というものが使われていたのかということであれば、行政の窓口としての物差し、基準であった。これは奥田副市長も産業建設委員会の中で述べられています。また、百条委員会の中においても、部長、課長、職員、それらの窓口業務を行っていた職員が、自分たちの事務を進める上で取り決めたものであり、そういう基準のものです。さらに市道になるための基準です。私道を瑞穂市の道路として寄附を受ける基準であると考えます。

基本的には、組織内部の決まり事とか事務をする上での一定の基準であると考えます。私が思いますには、事務の基準であると思います。

それぞれの今の発言でございます。一定の人が言っているわけじゃなくて、それぞれ百条の中で調査をさせていただいた中からの発言であります。

さらに、その職員の中には、運用していくためには、皆さんほかの職員がある程度統一して答えられるようにつくったものだと思う。さらに、運用上の基準、そういうふうに理解しておりました。これは寄附採納を受ける場合の判断基準、これも職員が窓口業務で使っていた。それも起案に上げている判断基準が瑞穂市編入基準であったんだと。だから、ないということではない。これは明らかにその部分については百条の中で職員が答えている、私が答えたのではなくて、職員に関してしっかり調査をした中での発言、答弁であった。このことは、実際に瑞穂市として使われていたということだと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1 番 堀武君。

○1 番（堀 武君） 全然答弁になっていない。答弁じゃなきゃ何ですか、報告か。どっちにしてみてもいい。

いいですか。基準を当てはめたのが、今言うようにどこにあったのかということに関して、百条委員会で調査中だからできない。そんなばかなことで問責決議なんかやるんですか、極端なことを。そうでしょう。そうして、森企画部長からこの編入基準に関しては、あくまでもそのときの担当者がつくったけれども、それは編入基準にもなっていない私案的なものであって、適用は自分自身もしていない、そのようなものであったということをたしか企画部長が答弁しているような気がする。違っていれば、訂正しますけれども、だからそのような形で来たものだから、今言うように、担当者がそれに当てはめたこと自体は間違っていたと。瑕疵はあったと。そのようなことで、申しわけないらしきことはたしか言っておられる。

だから、それに関して云々ということは、ある意味では行政側の失政というか、系統的なことのミスであって、それは大いに責任はあると思う。しかし、この中で私が聞いているのは、そのことを認めた後に、提出者は具体的に活用してきた行政行為のための瑕疵を認めることになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定することって、行政行為の全てを否定するような物件があったかということを聞いているわけ。百条委員会と今言うような形は別。だから、それに関して提出者は、これに基づいた形で答弁をするのは当たり前のこと。それを今言うような形でずらずらといろいろなことを並べているけれども、肝心なことに答えていない。肝心なことを答えていないのに、副市長の問責決議が成り立ちますか。成り立たないでしょう、現実的に。

だから、今言うような形で、百条委員会で調査中なんていうように、6 カ月も調査して、全

てに関して出ているんだという前提のもとに百条委員会はできているんですよ。だから、今ごろ調査した云々じゃなくして、ましてここに書かれていることは何も百条委員会で答弁することと矛盾点がなければ答弁できるはずですよ。

ですから、再度聞きます。そういうような形で、これに関しての、長い全文的なことは何も聞いていないです。肝心なこの時点の行政行為の今までにあったのか。あったなら、その物件を具体的に言ってほしいと、その1点に尽きるものですから。その1点がない限り、これは削除せなあかんよ、極端な言い方すると。ここの文章に関して。だから答弁してください。

そんな百条委員会で調査中とか云々、百条委員会で調査中だって何だって、これは別なんだから、出した本人は責任を持って何があったのか、こういう形で適用したと今の担当者が。それを答えてください。答えに全然なっていないです。逃げ口上です。これがない限り、こんな文章は成り立ちません。答弁してください。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 堀議員の、この基準が使われた物件、判断された物件はあるのかという質問でございますね。

この基準により起案をされた物件は、もともとの起案文書であることが使われているものがありますが、これは問題になった時点ではわからなかったんですが、百条の中で使われていた資料の中でございます。

平成26年6月7日起案、6月18日決裁文書。先ほどの市長の中の西岡議員の中にも、この決裁のことについては触れられております。瑕疵があったといった物件であります。

その宅地開発道路についてといった起案文書に、この基準がつけられているのでございます。起案文書の中にそれがつけられている、起案文書にお伺い、宅地開発道路について、標記の件について、別紙のような寄附の基準に沿った意見をつけてよろしいかといった文書に対して、その申請者から行われたものに関して、その物件の別紙にはその基準、宅地図、航空写真というようなものがつけられていた起案書であります。それは、所管の課長から市長まで起案として上がった瑞穂市市道編入基準ということですので、確かにその物件に対しての起案は使われていたということでございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今の提案者の答弁は全然なっていない。これはサーンホームに対する物件のみ、休憩をとりまして、行政にお願いします。要するに、担当者が活用して行政行為をした全ての物件を調査して出してください。そうでないと、これ自体、成り立たん。だから、今の答弁も、サーンホームに対する扱いだけで、それ以外のやつは何も出てきていない。全てと書いてあるわけです。そうでしょう。全ての行為に対して云々で、副市長の問責決議のここが

すごく重要なところ。だけれども、担当者が幾つ扱ってどうしたか、議長、休憩にとって行政側をお願いしてください。休憩をとってください、休憩を。

議長、休憩をとってください。こんなことでは困りますから。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 全てというのは、職員が扱った具体的なことは、今ここでどの道だというのは、使ったところを限定しなければならないということではなくて、職員が今まで18年度以降使っていたと。その基準に当てはめて使っていたということは、瑞穂市市道編入基準というものは、この瑞穂市全体にかかわる基準として採用を続けられてきたということが行政事務行為として行われてきたのが事実である。だから、それは認識の違いではなくて、事実として行われてきた。これは行政としての報告、百条としての中で明らかになったことである。これは瑞穂市合併して以来、それからつくられた。これは前回の質問の中で、18年の6月云々、6月にはこれが作成開始日と言われ、手持ち資料である。しかし、その手持ち資料の中から、市職員が判断基準として使われてきたことは、これは明らかに間違いないものである。

さらに、この瑞穂市の中で、都市計画内、計画外においても、この瑞穂市市道編入基準が採用されてきたことは間違いない。これは職員が使ってきた、判断してきた、この基準によって判断されたことというものははっきり断言されているものであり、さらに瑞穂市の中で、編入基準によって採用をされた基準においても、この基準が採用されてきている事実ではないかというものであります。それは、あなたたちのそれぞれの判断ではなく、私は職員が使ってきた、18年度以降に使ってきたという判断であります。

〔発言する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがい議員、西岡議員、静粛に。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○１番（堀 武君） 全然違う。

だから、18年、11年云々じゃないけれども、21年までの物件に関しては、要するに調査の結果、内規になるこの編入基準でなくして、県の開発基準に基づいて、筆界まで達している道路に関しては認定をしてきたと。そのように答弁しているんですよ。じゃあ、この答弁が違うことになれば、行政側を訴えればいいんですよ。事実、そういうような形で来ているということ前提にして、そうしておいて担当者が引き継ぎで云々で、この内規なるものがどこでひとり歩きしたか知らないけれども、それを適用したと。それに関して、事実内規でなく私的なものがパソコンに入っていたかどうか、それを適用したために、その行為自体が間違っていたというのが、産建の委員会で弘岡部長のほうでも言っているように、だからそのことに関しては、今言うように提出者云々じゃないけれども、事実と違うことを言っている。

だから、僕が言っているのは、そのことでなくして、一番重要なこの部分ですよ。全然答弁していない。この答弁における奥田副市長の発言は、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、編入基準そのものを否定するというのは、編入基準そのものが内規でもなく私案的なものであったと。これをつくった担当者も、それをういていなくて、都市計画基準において筆界まで達している道路は認可をしてきたということを確認しているんですよ。この瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものであるため、行政の責任が全くなされていないと思わざるを得ない発言でありとなっているんですけど、担当者がしたのは、今提出者が言うのは、サーンホームだけでしょう、極端なことで今の発言からすれば。それ以外に適用した例なんて、全然答弁で答えていない。それなのに、重要なことを、職員が職員がというけれども、この文章の解釈上というけれども、これ見て誰がどう解釈しますか。担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるためって、担当業務に活用してきた、担当業務ということは寄附採納に関してでしょう。

もう一回聞きますけれども、こんな重要なことを、読み違いじゃなくて解釈の違いという、その時点が、問責決議の文書に関して非常に問題点、ここが一番重要なところなんですよ。ほかいろいろ言っていますけれども、そうでしょう。違いますか。今までの、くだいような話ですけども、21年までの基準に関しては、都市計画法に基づいて基準を適用している。だから筆界まで6メートル幅があって、角切りがあればということで認可をしてきていると言っているわけでしょう、行政側が。それを完全に無視したような話で、市の職員が百条委員会でいろいろなことを言っていると言っているけれども、私も断片的なことを閲覧してきて書いてきております。しかし、その書類自体も発言者は見えていますか、判こを押していますか。そうでしょう。

だから、一方的な百条委員会の、この間の一般質問でも言っています。結論というのは準備会の結論ですから、正式な最終ではないかもしれませんが、市道編入、寄附採納については、市道となればその管理が市の担当となり、隣接する私道の私人が管理を免れることなどから、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは宅地分譲の大きな利点であると。そこで、宅地分譲業者にとり、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは利益であり、これを助けることは便宜であることは認められると報告がなされています。ならば、早急に委員会を開き結論を私はしているんですけども、ここまで百条委員会は出しているんですよ。今、百条委員会が調査中云々じゃなくて、もうこれ結論ありきのことを書いてあるんですよ、極端な言い方をすると。だから、あのときにも早く結論を出して、百条委員会に言っているんですけども、それとこれは別ですけど、今提出者が百条委員会のことを持ち出したもんだから言っているんですけども、だから言うように、この基準にという担当者がどんだけやったのか。これが一

番重要なこと、これを答えてくださいよ。

再度言います。これを答えない限り、前へ進めないですよ。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 堀武議員の質問に答えさせていただきますが、その物件を、その場所を、それぞれ上げなければ、この使っていたか使っていないかなんていう判断するものではなく、きちっと行政職員として判断されて、起案を上げたことに対して、まずこの物件だけではないんですよ。今回の問題になっている物件だけではなく、編入基準というものは判断材料で使われていたということなんです。事例は今でも挙げてきた、これは事実として起案書に上げてつけたじゃないですか。それは事実ではあるということです、まずそれが第1点。

1本でもあったということですよ。それは1本でもあった。だから全て上げてきたものや。これから全て上げてきたものや。全て上げてきたものが、この行政行為として起案を上げてきたことに対しての行政運営を否定せざるを得ないということじゃないですか。

この編入基準で判断されたことによるのは、例えばこの同じ十七条字上街道町の中においても、この編入基準によって東西、今問題になっているのは南北であります。しかし、その道を挟んだ隣の道路については、東西の道路であり、その判断された基準の中で、この編入基準により、瑞穂市市道編入基準第2条2項、道路が平面交差点または接続する場合、角切り2メートルを設け、適当な見通しができること。ただし、背割り水路計画道路に接続する場所についてはこの限りではない。それが行政のこの基準を判断材料に、その角切り、さらにそこにかかる橋を設けることによってつけられている。それはこの編入基準によって、それがその申請者に対して行われてきた行為である。それは編入基準によって、それが変更された申請者も認めた。認めて、その角切りもしくは橋をかけたのであります。なので、この編入基準については実際、その申請者に対してもしっかりと説明がなされ、それを理解し、角切りなど等橋をつけたのであります。また、それが否定されることであれば、その申請者に対してどれだけの損害を与えたようなことになってしまうのか、この基準をしっかりと確認していただければ、全てではなく、そのたった1点の物件に対してでもそのような行為がなされたことは明らかである。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 全然かみ合わないというか、誰が聞かれていたっておかしい話でしょう。だから2物件あって、1物件というのは筆界まで達して数量があって云々、それを問題にしているんでなくして、もう1件に物件に関して、今言うように市長のサーンホームに対する利益供与、寄附採納による利益供与の疑いがあるからということであって来たことに対して、これをしていって。瑞穂市市道編入基準に基づいてこれは認められませんよということを担当者のほうから普通だったら事前協議をして、なぜこうなるのかということの説明をしながら来るのに、い

きなり電話でできませんと。そういうような行為に関しては、副市長の答弁にありますように、それは間違っていると。弘岡部長の言うように間違っ、前の6月議会ですか、言っておるようなことで、僕はそれのことを言っているわけじゃないの。

だから、言うように、副市長の今言うような形の問責決議案に対する、ここの文章で、問責決議に値するかどうか、非常に重要なことを言っているんですよ。だから、今言うような形で、担当者がサーンホームにやった基準に関して言えば、本来は編入基準たるものは私案的なもので、本来これに当てはまること自体は瑕疵があったと、行政側も済みませんと言っているわけ。だから、それに関して云々ならば、確かにそれは問題点があつて、それは行政上のミスで、最後まで市長の判こもあった、それは言うようにミス。

しかし、それでなくて、よく報道機関の方も聞いていてくださいよ、ここから重要なんだから。簡単なことを書くけれども、担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、担当業務、担当者がやったことに関してと言っているわけですよ。だからそれが幾つあるのか、今までの全て、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するというふうに書いてある。否定する物件があるのかと言っているわけ、否定する物件が。それに対して何も答えていない、いろんなことを言っているだけ。

ならば、今言うような形でいうと、ここの文章は、奥田副市長に対する問責決議案から削除せなあかんような文章。それをこのまま言っ、私が言うように、これ以外の物件といった場合、サーンホームの東側の物件のことを持ち出して言っているんですけど、あれが認可されるような形のもので、筆界まで達して向こう側に道路か水路かあるから云々で、それと否定した物件と、こんな形でぼってきているだけ。

だから、そういうようなことがほかにもありましたかといったら、全然答えてくれない、いろんな理屈を言っているけれども。これで幾ら言っ、その程度の答えしかできないんで、最後にもう1回。

この担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものとあるけど、全ての否定する物件、行為をもう一度お尋ねします。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 堀議員の質問に答えさせていただきます。

今ここで全てを明らかにすることはできることではない。そんな無理な質問では到底答えられない。しかし、この行政運営において、この基準によって判断され、断られた物件が1本でもあるかということですね。全ての当てはめた、その全ては今ここで私としてはわかりませんが、全ては行われてきた行為ということは、今ここでは認定できませんが、しかし、全て行われてきた行為は確認するべきではなくて、これは今、この20年度以降、もしくは18年度以降そ

れが使われてきた行為に関して、しっかりと使われてきたというのは行政職が言っているということです。そうしたら、もう1つは今事例として挙げている、私の確認をしている物件が何本かありますが、今この正式な場所でその物件の地番を言うことが本当にここにとっていいものか、少し判断しかねる。しかし、その物件、都市開発区域内においてこの基準があり、6メートル道路でもあるにもかかわらず、採用されていない物件が何本か確認はされております。この物件に対して、しっかりと、これは今後百条の中でも調査しなければならない物件かなというような物件であります。しかし、今は争点として絞っている部分であるので、そこはまだまだ議論の中では話してはおりませんが、やはりこの瑞穂市市道編入基準というものが採用され、判断をされた物件が確かに存在する、これは平成20年のものがございます。この部分について、議長のほうに1つ提出をさせていただいて、この瑞穂市市道編入基準が確かに使われていた物件である、判断をされた物件であるということを証明させていただきますので、この物件について議長のほうに後ほど提出をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 全然かみ合わないのと、百条委員会は百条委員会、言っているようにこれは問責決議案、これは重要なことなんですよ、これに関して。証拠的なことを出せなくて、こんなことを奥田副市長に対する問責決議をして、決議がとれるの。とれんでしょ。だって、奥にありますけど、表に出せません。そんなことで、されるほうは大変やよ。

そして、今言うように、この瑞穂市市道編入基準なるものは私案的なもので、つくった本人に聞いたことに関して、それを森企画部長は言っている。そうすると、今提出者が言っていることと部長が言われていること、どちらが違っているか合っているか、これは重要な問題ですよ。編入基準が内規であるのか、それともこれはただの私案であって、それに関しては本人も適用していなかったと、過去の自分が担当したやつに。都市開発基準の要綱に基づいて、筆界まで達している6メートルの道路に関しては、それを基準にしてやっておりますと。自分がつくりましたけれども、余りにもそれに関してまだ精査されたものじゃないから、自分も適用していないと確かに言っている。私の言っていることが違ったら、後で訂正しますから、私は間違っていないと思って言っておりますけれども、そんなことで、この奥田副市長の問責決議なんてやれるんですか。その提案すること自体が問題。

マスコミにも、きのうの新聞なんか、全ての新聞にいろいろ書いてあります。もっと精査したこと言わんと、その程度のことで新聞に書かれて、これ瑞穂市云々やないけれども、今報道機関来ていますけど、どう思いますか、こんなことで。何回言ったって答えが出てこない。だから、行政のほうにそのような物件が担当業務に活用されたか、調査して私のほうから、全協でもいいですけど、日にちを云々して配付してください。そうしないと、今提出者はあると言

っているんですから、そういう物件が。あるならば、今出せないというならば、行政側にお願いいたしますよ。出してくださいよ。

だから、議長、休憩して、調べられるものは調べるようにお願いして、議長、休憩を求めます。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 堀議員の質問、全ての、これは行政業務等行ってきたことというふうに私は解釈をしているので、これは平成18年度以降、それぞれ物差しとして使われてきた、これは産業建設の中でも言われている行為ですよ。言われてきた行為でありますので、それを１本ずつ上げることではなく、それは行政として行われてきた業務、この編入基準は瑞穂市全体にかかわる編入基準として採用されてきたもの。これはしっかりと百条の中でも確認がされてきた。また、その基準が使われてきたことが瑕疵であるということであれば、その基準があったということじゃないでしょうか。なので、それを全て編入基準まで否定をしてしまったら、何をもってその認定をしようとした基準さえもなくなってしまう。何をもって諮ってきたのかということではないでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○１番（堀 武君） だから、全然答えになっていない。

だから言うように、これに全ての行為と言っているのに関して、何をして、百条委員会で今調査中と言っているけれども、百条委員会は百条委員会で、ふだん皆さん言っているでしょう、そういうことを。産建は産建だと言いながら、じゃあ今言うように、これは問責決議案という重要なことに関して百条委員会で調査中だから出せないという、こんなことで行政の副市長を問責にするなんていうこと自体は、これはおかしい。

だからこそ、今言うような形で、この瑞穂市市道編入基準そのものは認めた認めた言うけれども、実際これに何遍聞いたこと私言わなきゃならんの。これに関しては私案的なもので、これをつくった本人が適用していないということを言っているんですよ。それが今言うように、担当者のところに来て、これをどういう形で来たかわからんけど適用したもんだから、実質的には違いますと。本来は開発基準に基づいて認可するべきものであったもんですよ、だから申しわけないということを言っている。だから、そういう瑕疵あった行為に対しては行政側の、今言うようにどういう形で責任をとるのか。長まで判こを押しているんですから。それと副市長の問責決議案とは全然違う。全然違うことを何遍言ったって、解釈上は違うと言っているけれども、そんな話ではないでしょう。実質的に、違いますか。

だから、再度言います。百条委員会で調査中と言っているけれども、百条委員会も重要です、確かに。だけど、こんな奥田副市長の問責決議をするような重要なことならば、それとは別に

ここで行政行為の瑕疵を認めたといって、全ての基準で否定するものである。だから、全てどのようなものを否定してきて、それを否定するかというのを今言うように提出者に議長のほうから休憩として出すようにお願いして、そのように取り計らってください。以上です。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 堀議員の質問に答えさせていただきます。

全てに、そこだけをとられると、それが一本一本全部出さなければならないのかということではなく、行われてきた行政業務ということである。そこもきちっと認識をしていただきたいと思っておりますが、またそれも先ほど宅地、県のと言われましたが、その県のというのは、何を指した県なのかちょっと伺いたいところではありますが、全て、それは職員として起案を上げてきた全ての業務でありますので、一本一本も確認をする、もしくはその業務一つずつ、職員から上げてきたこの行為も否定することであるということでもありますので、一点一点の今までやられてきた、起案書が上げられたことも瑕疵であるということの中の一つじゃないでしょうか。全てが行われてきた行為がなしである。瑕疵という言葉も少し地方自治法の中でしっかりと見詰めなければならない言葉だと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○１番（堀 武君） もう議長権限で要求はできないのですか。それと、今言った県の開発基準要領に基づいて、県の開発基準要領の中の６メートル道路筆界まで達していればというような要綱基準だと思っております。違えばまたあれですけども、だから、それに基づいて過去の21年までの物件に関しては筆界まで達していれば、寄附採納を受けて認可をしてきたということは答弁上も一般質問等で聞いているものですから、それ以後に関して云々すると、今出ている物件、担当者がした物件でいうと今サーンホームの２物件で、１物件は今言うように道路が水路まで達しているから認可をしたと。もう１件は、宅地のところまで行って、行きどまり道路だから認可をしなかった。それは、瑞穂市市道編入基準に基づいてということだけれども、その根本になる瑞穂市市道編入基準そのものが私案的なもので、正式な内規でも何でもないということの答弁を得ているものですから、そういうような形で解釈というか、間違えましたということは行政側も認めていること。それはくどくど何回も言いますが、ただし、それと今この問責決議案で言っている内容とは全然違う。

だから、議長にお願いしたいのは、庄田提出者に対して、休憩をとって、案件が百条委員会でどうであれ、あるというならば、出すように議長権限でやってくださいよ。やれるのかやれないのか、議長に答弁って変な言い方ですけど、議長の権限でそれを要求することを求めますけれども、休憩としてしてください。

それだけ議長権限でやっていただきたい。やれるかやれんかをあれしてください。以上。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 堀議員の質問に答えさせていただきます。

全ての、それは1つの物件でもあったら、これで明らかではないですか。それは1つの行政行為の全て、これは職員から上げられてきたものに対する否定ということです。そうすると、職員が行ってきた伺いは何だったんですか。そこを否定するものです。全くこの基準においてなされた今までの行為ですよ。だから、基準があって起案書につけられてきたことになされた行政行為でしょう。

だから、基準が間違えたのではなくて、事実として行政側の運用としてなされてきたのが基準じゃないでしょうか。それは職員の発言からも確認をされたことであるので、一般質問において市の執行部内における調査において、その部分について否定されたものに関して、それがあったかなかったのか、これは今は行政側の調査、議員としてこれが今疑惑になったとすれば、さらに調査をしなければならない言葉ではないでしょうか。職員がある、使っていると言ったものに対して、私案であっても、公務員として、この公務中にその職務を全うしようとしたものの文書に対して、これが公文書でない、そんな否定はできない。これは公務中にあった、私案であってもつくられたものは公文書である。これは判断されるものであると私は確信しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 私案文書が公文書なんて飛躍した話というのは、内規等で認定されているのならば公文書ですけれども、あくまでも私がつくって、それを適用もしていないし、途中半端なものであるということを得ているものに関して、これが公文書、だから今言うように、担当者がそれを引き出してやったということに関しては、担当者を責めるつもりもない。だから、担当者に対し、引き継ぎとか、その云々のことで、うまくやっていなかった行政上の問題点は確かに行政も認めていることなから、それに関して追及して云々というのは、これからの行政側の最終的な形が出たときにどういう形をとられるか、それは必要あると思う。

しかし、今言うような形でいけば、全ての行為であるんだと認めると言いながら、1つしか言っていない。あるならば、もう1回だけ聞きます。具体的な件名までは言いませんから、例えば3件そういう物件があるとか、2件あるとか、何件あるかぐらいは答えられるでしょう。最後に、私の質問で幾ら言ったって議長自身が公正中立な判断をしない。だから、出してくれと私が言っていることに対して、それに関して休憩をとってどうするかということも何も言っていない。だから、そんなことでいいのか。それを含めて、幾ら言ったって水かけ論。だから、最後に提出者に、全ての物件ならば、調査中を含めて今何件あるのか、具体的でなくても答えていただけたら。これは最後の質問です。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） なかなか理解が得られないということなんですが、行政行為という全ての行為というものにちょっと固執しているのではないかなと。全てそれは行政行為にというのは、やはり起案を上げて、お伺いをされたことではないかなと。その全ての行為をも否定する。

物件については何件あるかということをお答えくださいということでありましたが、これは本当に1つの個人的な道路名ですので、先ほども番地までは本当に申し上げたくないという文書であります、これはきちっと議長のほうに提出をさせていただくことだけはさせていただきます。

今のわかっている段階で本田地区、本田地区においては、この産業建設委員会の中で、この基準に照らし合わせて断った物件があると。これは訂正をして、その申請者にもう一度申請をするようにと言った物件が本田地内にあります。さらに、本田地内における6メートル道路における行きどまり道路も物件として受けられていない物件、また別府地内においては、その瑞穂市市道編入基準によって、その道路の形態をも変更した物件もあるということをしきりと報告させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 言わんつもりでしたけれども、これ全部都市計画区域内の物件のような気がするんですけど、要するに寄附採納を受けるような物件でないような気がする。その行政指導云々に関しては、本田地区とかいろんなことを言っておられるけど、あそこ自体は都市計画区域内でしょう。

だから、そういうような形で全部的外れの答弁。それ以上言ったって、ちょっとも本来のこっちの、市道認定云々じゃないけれども、寄附採納を受け付けて、その物件に関して言っているんだけど、全然答弁になっていない。まあ、その辺のことを皆さん聞いていてどう判断するか、私の言っていることに対する答弁は全然ないと思いながら、水かけ論ですから。ただ、最後に奥田副市長に対する問責決議案ならば、もう少しよく精査して、そして具体的に事実関係をもうちょっと詳しく、そして内容的に今言うように市側の、瑞穂市市道編入基準が私的なもので、内規になっていないというようなことに関して答弁しているんだけど、その件に関しては全然提出者は答えていない。だから、一応そういうようなことで、私自身はこれに関して甚だ疑問。特に私は、上げたこの行為に関しては、非常に問題点がある。だから、こんなことで問責決議案して、報道機関にされたんでは瑞穂市は大変なことと言いながら、私の提出者に対する問いは終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

1時間続きましたね。議論を聞いていますと、病膏肓に入るという言葉があったり、自家撞着を起こしているという言葉があったりしますが、特に傍聴の方は今までずうっと経緯を御存じないでしょうから、何が何だかわからないというふうだと思います。

奥田尚道副市長に対する問責決議でございますが、私もこの文章を読んだときに2点質問をしたいと思います。そのうちの1つは、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定する、この全ては何ですかと聞こうと思いましたが、今1時間、堀武議員がなさっても答えは得られませんでしたので、ちょっとここは外します。

その前ですね。奥田副市長の発言は、どの発言かという、瑞穂市市道編入基準なる担当職員の私案を、サーンホームの事例に当てはめたこと自体が重大な行政側の瑕疵だと、こういうふうには奥田副市長がおっしゃったことですね。この発言は、その次です。瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、確かに否定しましたよね。それまで、この瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた、これの間違いを認めることになると思いますが、これは本当にこの基準を内規として、内規にしても基準として担当業務に活用してきたんですか。

今までのずうっと、3月からの経緯を全て見ておりますが、確かに職員は参考人招致のときに、基準ですとは言いましたよ。基準ですと言っただけですよ。これを使ってずうっと来ましてなんて言ってないと思いますよ。基準です、基準です、基準ですって言っただけですよ。

実際、その後明らかになったことによれば、県の開発基準で実際はやってきて、少なくとも7本は認められているわけですよ、同様の道路は。だから、県の開発基準でやってきたからです。

その証拠と申しますか、サーンホームが申請したときに、市の基準はありませんと言っているわけですよね。市の基準がないのに、どうして認定してきたんですか。県の開発基準でやってきたから、認定された道路があったわけですよ。

基準がないのかと言われて、県の開発基準のコピーを2枚渡したというのは、これは事実ですね。だから、基準という私案みたいなものはパソコンに入っていた。この職員の方は、病気の長期の休暇をとる前に自分で、これはちゃんと要綱をつくらなきゃいけないというのは職員が課題だったということを言っていますね。だから、自分が担当だったから、つくらなきゃなと思ってつくったけど、そのまま長期休業に入られたわけですね。それがなかったと言われた後に、パソコンの中にあるとあって出されてきたものなの混乱のもとですけど、そのままどういう手順で庄田議員が手に入れたのか知りませんが、情報公開請求したのではないと言われていいますので、正式な手続で百条では文書を出していただきますと言っていますから、正式な手

続で出したものではないんでしょう。たしか行政のきちんと要綱基準はつくっていないのは確かですよ。職員も要綱をつくることについてはどう思いますかといったら、ちゃんとした基準がなかったので、要綱をつくるのは当然でしたと答えていますから。

わかりますか。産業建設、それから職員参考人招致、それから市長、これずうっと経過を見ていると、もう一回整理しますが、基準ですと確かに職員は言いましたけど、基準ですと言っただけですよ。だって基準と書いてあるんだもん。だけど、その後、17日までに明らかになったことは、県の開発基準でやってきて、少なくとも7本は認められていた。その証拠に、市の基準はありませんとサーンホームに断っているんですから。そして職員も、市の基準がなかったので、だから要綱をつくることは課題であったと、つくることについては何の疑問も感じなかったと言っているんですから、それが経緯じゃないですか。百条や産業建設で新しく明らかになったことは何ら取り入れていない、初めに結論ありきの、自分たちの都合のいいところだけ、基準ですと言ったからとか取り上げているんじゃないかなと思います。ですから、病膏育に入る、自家撞着という言葉に私には聞こえてしまうのかなと思います。

それで、お聞きしたいのは、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、否定しているんですから、否定するんですよ。この市道編入基準を市道編入の判断基準の内規として担当業務に活用してきたと。これは今まで明らかになったところでは、サーンホームの物件ですね、証拠としてあるのはね。それ以外にずうっとあったんですか。実際に活用してきているんですか。これを基準として認めていると市は言っていますか。県の開発基準でやってきたと職員も言っていますね。だから、市のきちんと要綱をつくらなきゃいけなかったと。ここの部分についてお答えください。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがい議員の質問にお答えさせていただきます。

基準があったのかなかったのかというのは、事実として、先ほどもくまがい議員も言われたように、年度当初にこの基準の問題点をということで職員、課長の中で問題になった。なったからこそ、これが問題になり、変更しなければならない。ということは、明らかにそれは運用されてきて、一つの運用の中で問題点があるから、少しこの部分を考えなければならないといった発言があった。このことは、明らかにこの基準がその課の中でしっかりと採用され、変更を求めていく事例としてあったことを裏づけた言葉ではないでしょうか。

瑞穂市市道編入基準があった、これは調査により手持ち資料ということでありますが、その手持ち資料もしっかりとした手持ち資料として判断されていたことは明らかである。これは市の職員が明確に発言していることでありますので、何らそれがなかったものであるというようなことでは認識はない。その百条の中においても、この市道編入基準のことについて質問させていただいた資料についても、委員会の中でどのような質問がふさわしいかという委員の中に

より、その質問の確認をさせていただいた質問事項である。なので、最初から決めつけてきた問題ではなく、しっかりとその百条として、公正公平の中で問題点を明らかにしていく調査権限をしっかりと使わせていただいている行為、それを決めつけている行為というふうに指摘されることは心外ではないでしょうか。これは多くの百条委員会の皆さんが、しっかりと協議をして質問者に対して行ってきた行為であると思います。

さらに開発基準でとっているという発言がありましたが、開発基準でとっているという発言が、それなら瑞穂市にとってその開発基準でとるんだという一考は私はないと思います。瑞穂市の中で、基準があって、その中で判断された中において、その寄附採納が得られる。なので、県の採納基準で瑞穂市が寄附採納を受ける、そのような基準も存在がなくなってしまう言動ではないでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 聞けば聞くほどわけわからなくなってきましたけれども、じゃあ1点お聞きしますね。

サーンホームが寄附採納の申請をしたときに、断ったわけですね。断ったときに、市道認定の基準を文書で出してくれと。そのときにないと言ったのは何ですか。それをずうっと応用してきたんじゃないんですか。庄田議員のおっしゃるのが本当だとすると、ずうっと活用してきたって書いてあるでしょう。じゃあ、そのときに何で担当職員が市として基準はつくってありませんと言ったんですか。お答えください。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがい議員の質問に答えさせていただきますが、行政の中において、窓口業務としての対応について、それはないという発言をされたのは、私がどうしてですかと言われても、それは確認はしておりませんし、その行政の中で、想像するには、内規という、もしくは判断材料の中で告示をされていない、これは認められていますが、告示をされていない。やっぱり窓口業務である、窓口業務としての物差しであるといったことであつたので、担当者は基準、もしくは物差し、見せられるようなものではないというふうで、なかなか拒んだんではないのかなということは想像できますが、それが真意なのかはわかりません。しかし、判断する口頭の窓口業務として、この編入基準が採用されていたことは間違いのないというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） じゃあ、ないと言われた申請者が、そんなはずはないだろう。じゃあ、何を基準にやっているんだといって、これですといって県の開発基準のコピーを2枚渡

したのは何ですか。なぜですか。お答えください。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） くまがい議員の質問に答えますが、県の開発基準、答弁の中で、そのやりとりの中で、職員が県の開発基準はどうなっているのかという質問があったので、その県の開発基準を渡したというような答弁があったようには記憶しております。これは記憶ですので、少し不安定なところがありますが、そのような発言。なので、やりとり、窓口業務の中で、その基準に対してといったときに、県の開発基準だということを説明していたときに、あるのかといったので、県の開発基準を渡したと言ったというような答弁があったようには記憶しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） 確かに記憶はあやふやですね。私ははっきり覚えていますから。

じゃあ、瑞穂市の基準は何だと言われて、県の開発基準なんです。これで今までやってますとって渡したんですよ。はっきりしていますので。どうしてですか、それは。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 窓口業務で行ったところまでは一切、一切というのか、それがどのように行われて、どのような会話があったとかまでは確認はできないのが現状ではないでしょうか。それをあなたがどういうふうですかと言われても、窓口業務の中で対応されたことではないかなというふうに考えます。なので、その質問に対しては、私としては、その窓口業務を行ってきた者に対しての考え方は少し発言ができないものであります。

○議長（若園五朗君） 今、質疑中ですけれども、時間も１時を過ぎましたので、ここで１時間休憩をとります。再開は午後２時５分から再開します。

休憩 午後１時０５分

再開 午後２時０７分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） １０年議員をやってきました、質疑中にランチが入ったというのも初めてですので、ちょっと大変やりにくいんですが、初めからのつもりでやらせていただきます。

この問責決議案だと思うんですが、この案の中の中段ですね、瑞穂市市道路編入基準なる担当職員の私案をサーンホームの寄附採納による市道認定に当てはめたこと自体が重大な行政側の瑕疵と奥田副市長が答えられたことについて、問責決議が出ています。そのとおりであると

言ったことについて。これが問題であるという下にこう書いてございます。6行が一文で続いております。読みます。

この答弁における奥田副市長の発言は、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、否定していただけますね。それまでこの瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになるため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものであるためというところがちょっとおかしいですが、多分ものになりという意味だと思います。ものになり、わかりやすく直して私は読みますが、行政の責任が全くなされていないと思わざるを得ない発言であって、この発言の重大さが欠如していると。これが問責決議に当たるという内容だと思います。

それで改めて伺いますが、この市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきたと書いてありますが、この行政行為が瑕疵であることになっちゃうと。そもそも市道編入の判断基準は、今までの産建と百条を聞いていますと、この内規を使ったというのはサーンホームの件で初めて出てきたように受け取れます。調査委員会そのほか。じゃあ、それまで何していたかという、県の開発基準だったということが言われていますが、まずここについてお聞きします。

この市道編入への判断基準、内規のことですね。内規として担当業務に活用してきたと。これは全てそうだということでしょうか。それとも、少なくとも7件は認めてきたのは県の開発基準なんでしょうか。それとも、両方使われてきたのでしょうか。このサーンホームに適用したことが瑕疵であるの前までのことをお聞きしますね。サーンホームにはそれを使ったことは明らかになっていますので、それまで、このそれまでというのも意味がわかりませんが、それまで、意味がわからないのでこちらで解釈して、サーンホームに適用する前までというふうに限らせていただきますが、3択からお答えください。内規で判断してきたのか、それとも県の開発基準で判断してきたのか、それとも両方使われて、その時々だったのか。ちょっとこれをどのように認識しているのか、問責決議の前提条件ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがい議員の質問に答えさせていただきますが、瑞穂市市道編入基準、この説明の中の一節に、前回の一般質問の中にもあったのは、瑞穂市市道編入基準は手持ち資料として職員がつくったもの、これは17日の答弁でありました。しかし、17年度基準というものが窓口業務として採用されてきたことは事実であることは先ほど言いましたので、そこには触れませんが、しかし基準というものは、県の開発基準、そのときの答弁も県の開発基準と手持ち資料をあわせて判断するべきだという発言があったのではないかなというふうに記憶しておりますので、ただ瑞穂市の基準だけをもって判断したものではなく、県の開発基準、またこ

これは都市計画法の中の計画外、計画内という判断もあるかと思いますが、今回の事例の申請者に限ってのものに関しては、都市計画外であるので、開発基準の要綱には満たない。なので、瑞穂市の認定基準、瑞穂市採納基準が必要なんだというのが起案文書の中の一節にも入っているように、今回の事例に関しては、まずは瑞穂市の基準があって採用されたこと、またそれぞれの開発基準とあわせて検討すべきだという発言も前回の9月17日の一般質問の中の答弁の中にあつたと記憶しているので、両方で判断されたかと記憶しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） サーンホームのことまではお聞きしていないんです。それまでと書いてあるので、このそれまでが何を指しているかよくわかりませんがと申し上げましたね。サーンホーム以前をお聞きしています。よろしいですか、そこだけ教えてください。

サーンホームに適用したことは確かですね。それまでです。少なくとも7件は認定されましたね。だから、サーンホームに編入基準を適用する以前です。以前は、次の3つのうちのどれだったと認識していらっしゃるんですかとお聞きしているんです。どうしてかというのと、活用してきたと書いてあるので、編入基準をこの問責決議に書いてあるように、この瑞穂市市道編入基準で全部やってきたと認めていらっしゃるのか、それとも行政の答弁の中から、県の開発基準で随分やってきたと言っているんですから、県の開発基準でやってきたのか、それとも3番目、まちまちだったのか。時には市の編入基準でやり、大方は県の開発基準でやってきたのか、どれと認識していらっしゃるんですかというんです。

この問責決議だけ見ると、瑞穂市市道編入基準で全部ですね。適用してきたというから。でも書いていないのかもしれないし、書き忘れていたのかもしれないのでちょっとお聞きをするんです。サーンホームの申請に対して、市の編入基準を使った、それ以前です。どの基準で市道認定をしてきたと認識していらっしゃるのでしょうか。ここに書いてあるとおり、編入基準、これを担当業務が活用してきた、これ一本でやってきたという御認識ですか。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがいさちこ議員の質問に答えさせていただきます。

質問はクイズではないので、3択ということではあれですが、一つの開発基準というものと、道路認定基準、県のものはやはり県のものであって、それで基準として認定するものではないというふうには私は認識をしておりますが、しかし判断をされてきたかということが今の問題であります。その判断されてきたものは、都市計画外と計画内では認識が違うものでありますが、この基準というものは、瑞穂市市道編入基準は全ての瑞穂市内に当てはめられてつくられました。県の開発基準は上位法であるので、それにのっとって採用された経緯は、上位法である県の開発基準にのっとって、それは認定されたものである。なので、都市計画区域内、外

ということをしつかりと認識していただかないと、その部分を混乱されているのではないかなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） それはこの問責決議にも書いてございませんで聞きませんでした。サーンホームのことが問題になった上でのこの問責決議ですので、白地というか、区域外だと思いますよ。それについてはどうですか。

じゃあ、聞き方を変えます。具体的にお聞きしましょう。

それまでに認められていたのが少なくとも7本あるということは御存じですね。それは、この3つの基準、市の編入基準なのか、それとも県の開発基準で7本認めたのか、それともまちまちで7本認められたのか、どれだとお考えになりますか。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがいさちこ議員の質問に答えさせていただきます。

先ほども言いましたが、県の宅地開発要領、もしくは瑞穂市都市計画区域内、外といったものに関して、外の7本について認められたものはどういうことかというような質問だと思いますが、私の認識では、これは私の独自の調査でございます。その中で、今瑞穂市内で認定を受けたもの、瑞穂市が合併して以来、この開発基準にのっとってとったもの、基準に瑞穂市市道編入基準なるものによって認定されたもの、これはそれぞれの場所によっては違うと思いますが、瑞穂市都市計画区域外である農地振興地域である旧巢南側のことでありますが、その一部に白地があります。その中でとられていたものは、私の思いとしましては、瑞穂市市道編入基準、しかし、瑞穂市の開発計画の中で行われた業務と公平公正の中において、瑞穂市の一体化としてその計画基準があるけど、公平の中で開発区域内で行われている、計画区域内で行われてきた基準にのっとって行われたのであれば、農業振興地である部分においてもとるべきであろうという判断がなされた。それは一つの起案書の中で附せんがある。この先はどうなっているのかという確認があり、都市計画区域外であるけど、計画の中で都市計画法の中であるので、問題はないという確認もされているので、本来都市計画区域内で行われたものを瑞穂市として公平公正な中で採用されているために、その計画区域外もそのときに採用されていたというふうに私は調査の中で感じております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ですから、肝心なことを言ってください。その問題はないと、公平公正に採用された基準は、先ほど申したA、B、Cのどれと認識しているんですか。だってここには、それまでこの瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に

活用してきた行政行為の瑕疵を認めたことになっちゃうというのが前提ですもんね。ですから、この問責決議によれば、編入基準でやってきたようにしか読めないんですが、前提となるこの書き方ですね。何を基準として認めてきたと、担当業務が活用してきたと、これは何を活用してきたと認識していらっしゃるんですか。確認ですから、多分文章からは編入基準だということでもお書きだと思いますよ。でも、確認をしたいんです。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） くまがいさちこ議員の質問に答えます。

何度も説明していただいているのですが、なかなかわかっていただけないようでございます。

これは明らかにこの部分を指して言うておるのは、瑞穂市市道編入基準というものは、先ほども言いましたが、瑞穂市全体にかかわっている基準なんだということなんです。なので、ここであったので、都市計画法は上位法であるので、そこはそっちですよ、なので判断基準はやっぱり瑞穂市として持っている基準であった。なので、こっちだとかこっちじゃなくて、瑞穂市として採用されていた。しかし、上位法があるので、こっちの上位法とあわせてとっていた業務ですよということですので、今回は瑞穂市市道編入基準ということの行われてきた業務ということで御理解をいただけるといいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） 少なくともまちまちではなかったという御答弁でよろしいですね。

しかし、市道編入基準と県の開発基準は違う部分があるわけですから、その上位法と下位法の両方を使ったというのは矛盾していますので、それはあり得ないというか、まちまちならまだわかりますよ。一本一本違う基準を使ったというなら、同じものじゃないわけですから、明らかに矛盾する点が、基準と県の開発基準はあるわけですから、その上位法、下位法で両方使ったなんていうことは、スムーズに使えたみたいな言い方というのは通らないと思いますよ。

少なくともこの文章では、判断基準の内規として担当業務に活用してきたとおっしゃるので、市道編入基準を使ったということになりますね。そうすると、これ自体の行政行為の瑕疵を認めたことになってしまうと。そのため、この基準においてなされた今までの行政行為の全てを否定するものであるためというのはおかしいので、ものになりという意味だと思いますが、ものになると。もう一回、堀武議員がお聞きしたことを聞きますが、今までの行政行為の全てと云うたって、教育関係とか福祉関係ではもちろんないわけですから、道路のことですね。これはこの基準においてなされた、この基準は市道編入基準でよろしいですね。なされた今までの行政行為の全てというのは何本ぐらいあるんですか。一々地番とかそういうことは聞いていませんから。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君）　くまがいさちこ議員の質問に答えさせていただきますが、先ほども堀議員の質問に答えさせていただきましたが、どこのとか、全然そんなことを述べているわけではないので、なかなかその部分の認識が、ここだ、ここだと言っているような気がして、なかなか話がかみ合わない。これは行政行為におけるということは、私も教育委員会だの福祉だのと言っているわけではないんですね。この基準で採用してきた、だから行政業務と言ったじゃないですか。それがなかなか御理解されないのは、どんな説明をしていいのかわからないと思いますが、担当業務に活用してきた行政行為ということが、今まで大事な職員として起案を上げて判こを押して持ち上げてきたことも、それさえも否定してしまうことになるということが、一つの業務じゃないでしょうかね。

だから、この道路一本が何なんだとかいうことではなく、一つの瑕疵、下手したら副市長も市長も押しているこの業務すら瑕疵になってしまう、間違っていたなんていうことは、そうしたらまず最初に、その責任をとるべきじゃないでしょうか。瑕疵だという判断は、その瑕疵だといったなら、そこには判断として間違った業務、これはもう３月から言っているんですよ。そうしたなら、その責任を発生させなければいけないのに、いまだそこには行き着いていないのが現状ではないでしょうか。

なので、今回は全ての行政、ということは窓口業務でやっていたようなことが全て起案に上がってきて、出ていけないとそれが瑕疵であった行為ということもおかしくなってしまうのではないかなということで、私は全ての業務というふうにさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君）　くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君）　おっしゃるとおりですよ。確かに瑕疵であったと言われたら、便宜供与は追及できなくなっちゃいますので、だからこれを問責決議で、そんなことを言うなんて重大な責任だとおっしゃっているわけですよ。

最後にお聞きしますが、産業建設委員会、百条委員会、それから本会議場、全てずうっと３月からのを聞いていますと、行政事務がきちんとしていなかったというのは確かです。これは行政も認めていますのでね。先ほども私がお伝えしたように、これはやっぱり５６年間、なれ合いでやってきたことの後遺症だと思っています。

ですから、それは庄田議員もずうっとこの立ち上げからかわっていらっしゃるわけですから、行政事務の事務上瑕疵があった、きちんとしていなかったために要綱をつくったわけですからね。そういうことは事実なので、ここで奥田副市長がこういったことが問題やとか、そういうようなことでなく、これからきちんとしていという方向で既に動き出していたわけですから、３月の新聞に春の市長選に向けて追い込むんだと。百条委員会を主導したある議員が言ったというふうに新聞に出ましたけれども、初めに結論、目的がありきで、こう言ったから今度

は問責決議だというやり方ではなく、行政と議会が一緒になって、これから瑞穂市の行政行為全て、それをつくっていきましょうという気持ちになられて、問責までは問わないということにはなりませんかというのが最後の質問でございます。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） くまがい議員のお問いに、質問ですか、あれは。私としては、答えさせていただきます。

今、やっぱりここで書いてあるのは、副市長の発言として大変重大なものだと。先ほども言われた、行政事務のきちんに行われていなかったというのは、やはり皆さんが一致している。なので、この行政業務がしっかりされていなかったことが、まずは疑惑、疑念を生んでしまっている。その部分について、大切な百条委員会が今行われている。これは百条の中で話し合われている、きちっと調査をさせていただいているところであります。その中における発言である部分も重なってくるのでと思います。

しかし、今回はその部分の発言として問責をさせていただくことは、この行政行為の副市長としての発言としてふさわしくないのではないかと、私が考えるには、この百条で行われているものであれば、行政職員としてのこの質問に対しては百条で行われているので、発言を控えさせていただくという言葉が私としては適切な回答ではなかったかなというふうでございしますが、それぞれの回答でありますので、このことが、また回答になったことが大きな疑惑を生むような結果になってしまったのではないかなど。なので、不審の念を抱くこと倍増にある発言であるということが感じた次第でありますので、しっかりとこの部分を問わなければならないというふうに感じております。

なので、この部分については、問責をかけるべきですかというふうに言われたなら、きちっとここは追及するのが議員活動としての権限、権利ではないかと私は思っております。今、この文章の中で、この発言を訂正する、訂正するのがいいのか悪いのかということですが、削除するという発言があれば、それはそれかと思いますが、今の時点では、ここはしっかりと責任は問わなければならないと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） 今、この奥田副市長の答弁がさらに大きな疑惑を招いたと。自分としては、正しい議員活動が阻害されるというか、脅かされると感じたということを新聞のインタビューなんかでも言っていられちゃいますが、確かに議員は調査をしますよね。調査活動、本当は議員じゃないですけどね、議会ですけど、許されているのは。でも、議会の一員としてやるわけですよ。でも、それは私、10年前に議員になったときに非常に感動したのは、きちんと仕組みが、本来は公平公正かなり、100％とは言いませんけど、公平公正にどの議員も発言

し、調査する権限が認められているということは非常に感動しました。でも、ややもすると、やっぱりそのルールから外れて走って、マナー違反と言ってもいいと思うんですけど、そこまで細かいルールはありませんからね。そういうことが10年間で本当に見てきましたので、それは非常に私は残念だなということは思っていますということをお伝えして、私の質疑を終わります。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず1点目は、庄田議員は18年以降、瑞穂市市道編入基準が使われてきたのは間違いない、こう言われるのであれば、例えば21年3月のサーンホームの市道認定において、新生クラブの皆さん方は賛成をしておられますが、市道認定基準は瑞穂市市道編入基準を適用されたというふうに認識をしておられるのかどうか。まず、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

このことは、何度答えさせていただいたんでしょうか。なかなかお聞きいただけないのが私としてはもどかしい。

先ほどもお答えさせていただきましたが、これは開発基準、それは都市計画内、外、整合性をとるために都市計画外もともに内と同じ判断基準でとるべきだ、公平にするべきだ、瑞穂市になったんだということで、計画外もこの道路開発基準にのっとって許可をされた。しかし、その中には開発基準、もしくは瑞穂市市道編入基準というものが存在している。その中の都市計画外、内、公平にとったものというふうに認識をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） このサーンホームの21年の市道認定については、都市計画区域外ということであります。今お聞きをしたのは、庄田議員が18年以降、瑞穂市市道編入基準が使われてきたのは間違いない、こういうふうに言われるから、じゃあこの21年のサーンホームにはその基準を当てはめたんですかと聞いているんです。瑞穂市市道編入基準を当てはめたんですかと。それに対して、当てはめた、当てはめていないということでお答えをいただきたい。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきますが、本当になかなか理解をいただけないのがもどかしいことではありますが、これは外も内もということで、これは一つの判断の中で公平にとっていたという経緯、内で開発基準でとっていたということなので、外にも

それを採用すべきではないかなという基準の中に、瑞穂市市道編入基準の中に、それはどこで認めるようにしたのかは、そこは私としては確認はありませんが、私としてはこの道路編入基準の中においては、瑞穂市市道編入基準第6条、上記に規定された要件に満たしていない場合でも、道路交通上または市長が必要と認めるものについては編入をすることができる。この一文があることにより、公平公正の中で、瑞穂市として行われてきた業務だという、瑞穂市になってからしっかりとその部分が公平にとられていた。それがこの編入基準の考え方が通り抜け道路であることという一文が、さらに業務の中で強く言われるようになった経緯もあります。そうすると、通り抜け道路であることがまずは第一条件であるということにより、その編入基準を理由に道路が編入基準を満たされない道路であるというふうに判断されるようになった経緯も確認しております。

なので、それぞれの考え方があって、基準で認める、公平公正だよといいながらも、やはりその基準の中で、通り抜け道路であることということがまず第一条件であるよというふうにだんだん窓口業務の中でも強くなってきたのではないかなと。なので、とられた年度と少しタイムラグが発生しているということも行政の瑕疵であるけど、当時としては内、外も平等にやろうといった基準であった。しかし、採用された編入基準で行政内部により、通り抜け道路であるということが強く求められるようになってきたものであるので、あっちへ行ったりこっちへ行ったりではなくて、その判断されたものが一つの第2条3項が強く言われるようになったのではないのでしょうか。それは窓口業務の中で行われてきた、行政職員として行ってきた適切な判断であったと私は認識しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちっともわからないんです。なぜかという、瑞穂市市道編入基準が正式な基準かどうかを議論しているとき、それが問われているときに、その基準の第6条だとか、第2条の3項だとかということを持ち出すこと自体がおかしいんですよ。答弁になっていない。

いずれにいたしましても、市当局は調査によって、県の開発許可基準を準用してきたと。17日の言い方でありますと、県の宅地開発指導要領に準用して寄附採納による市道認定を行ってきたというふうに言っているわけですね。じゃあ、そのことをどう思いますか。それは間違っていると、その市の結果は間違っているというふうに思いますか。

市の調査結果によれば、県の開発許可基準によって寄附採納による市道認定を行ってきたということについて、しからば庄田議員はどういうふうに考えますか、それをお答えいただきたい。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきますが、これも先ほど私は伝えさ

せていただきました。なので、県の開発基準は上位法であるので、そこでも判断されたものは、やはり基準と開発基準というもので総合して考えるべきではないかなと。なので、上位法であるもの、しかし基準の中で協議がありますが、その32条協議の中できちっとこの瑞穂市市道編入基準で行われてきた、それは開発基準の中においても、それぞれの市町の中の基準で開発をしていくことと、今回の道路認定については、県のそれは上位法であるので採用されてきたものというふうに判断しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 関連してお聞きをいたしますけれども、瑞穂市市道編入基準の性格の問題でありますけれども、市の調査結果によりますと、当時の担当職員は、18年から21年の間、市道認定の担当をやられておったそうですけれども、実務は県の開発許可基準の準用をやってきたと、こういうふうに言われているわけであります。

瑞穂市市道編入基準なるものは、完成されていない、自分の手持ち資料として、上司にも相談せずに、管理課の職員にも相談せずに自主的に作成をしたものであり、決裁もとっていないと、こういう証言をされているそうでありますけれども、そうすると、瑞穂市市道認定基準が外に出てひとり歩きをしているというような話は全く事実と違うような気がするわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

事実と違うことが判明している、行政職員はこれで採用してきた、しかし執行部の調査では、手持ち資料であった、開発基準で行ってきた、全く逆のところでございます。さらに疑惑になったんじゃないでしょうか。この疑惑をきちっと解明しなければ、それが今ここで基準があったのかなかったのか、それはきちっとまた百条の中で進める。これは私だけの一存では動きませんが、一つ疑惑になったと感じております。なので、しっかりとこの行ってきた業務について、認定がどうであったか、編入基準が正式なものであったかなかったのか、しかし私はこの基準というものは正式なものだというふうに判断をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 瑞穂市市道編入基準は正式なものだと私は判断しておりますと、こういう答弁でありましたけれども、17日に私の一般質問に対する執行部の答弁によりますと、その点をたどしましたね。それに対する答弁は、正式なものではありません、こういう答弁だったですね。

そこで確認をしておきたいと思うんでありますけれども、執行部は正式なものではないと言

っているということについての認識は、今、庄田議員はありますか。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

瑞穂市市道編入基準が正式なものであるか、ないのかという御質問であったと思います。

私はこの百条委員会の中でどのような調査をしてきたか、これはやはり基準というものがどのように使われてきたかという質問がありました。その中の質問により、私が勝手に答えたもの、つくったものではありません。職員が答えたものによる、私としての判断は事実として、事務事実としてしっかりとこの市道編入基準が使われてきたというように私は認識をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○３番（西岡一成君） 瑞穂市市道編入基準の作成者自身が、これは手持ち資料であって、実際は県の開発基準にのっとって当てはめてきたと、こういうふうに言っているわけですが、それでもそれを否定されるわけですから、その根拠について改めてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきますが、根拠も先ほど来言っておりますが、職員がこれは手持ち資料だったという作成が、法的根拠がない、公式文書でもないなんていうことが一つの業務の中で行われた。今も西岡議員が言いましたが、県の開発基準にのっとって業務を行っていたとしたら、さらにその県の開発のことについては詳しくはなかったかなと思いますが、それにのっとって作成された基準、これは業務の中で行われた、つくられた、一つのパソコンの中でつくられた経緯の中である以上は、勝手に自分のパソコンでつくったもの、自分の家でつくったものではなく、行政内時間においてつくられた文書であることは間違いない。そのことによると、公式な公文書であることは間違いない、確信をしたものである、私はそのように思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○３番（西岡一成君） 公文書でないかどうかといえば、公文書の範疇に入るかもしれません。

ただ、執行部の答弁にあったように、寄附採納による市道認定に当てはめる正式の公文書ではない、こういう答弁であったわけであります。

そのことと、それが適用されていたかどうかという問題は別の問題であります。職員と言えますけれども、先ほどから申し上げている、この瑞穂市市道編入基準を作成した本人自身も職員であります。さらに執行部の答弁によれば、歴代の部長はそういう文書は見たことも聞いて

たこともないというふうに言われているわけであります。ですから、今お聞きをしたように、それにもかかわらず、なぜ瑞穂市市道編入基準が18年以降適用されたのが間違いないというふうに断言できるのか、お聞きしたわけですね。それは職員の話によるとということですが、その話のほうを信用されるわけですね。そこだけちょっと確認しておきたいんですけども。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

編入基準によるものに質問、編入基準はどういうものかという百条委員会での質問であります。百条委員会の中で答えたものによる偽証は大変重いものでございます。そのことによって答えられたこの編入基準はどのようなものであるかということに答えたものでありますので、百条委員会の中で答えられたものは、私は偽証したものではなく、正式なものだというふうに断言をして、この瑞穂市市道編入基準というものが一定の基準であった、事務運用基準というようなものだというふうに判断するものであったということをきちっと答えているのを私は信用、信頼するものであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 百条委員会で聞いた話というのは正式なものだと、こういうふうに断言できるということでもありますけれども、ということは市当局が調査をした作成者本人の証言、並びに歴代の3部長の証言、そして合併以降7本の市道認定、これらは間違いであるのか、それらはうその証言だというふうに思っておられるのか、くどうですけれども、念のために確認をしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

市の執行部によって確認をされた、職員に調査をした、そのことによる答弁と、正式な中で答えられたものの差は大きいと感じております。市の独自で調査されたものを一つ議員として本当にそれが本当なのか、こんな大切なことでありますので、その職員、3部長の答えたことが本当に真なのか、これは確認をしなければ、私が聞いたことではありませんが、市の独自の調査をしたことによること、それだけで信頼していいのか、信用していいのか、これは疑問としてさらに調査をしなければならないこと、私の聞いたところによると、さらに市職員の中ではこの採用をしてきたといった職員もいるということも確認しなければならない案件になってきたというふうに感じております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと確認をしておきたいんですけども、百条委員会の中での職員の話であるから正しい、そっちを信用するということでもありますけれども、これは百条委員会の正規の委員会なのか。つまり宣誓をして証言をしたのか、それとも準備会の中での話なのか、そのどちらでしょうか。その点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

今、私が述べた職員に対しての答え、このことにおいては、百条委員会の中の準備会で進めさせていただきました。これは百条委員会の中でもきちっとこういうふうに行う、職員に対しての質問についてはということもきちっと話し合わせていただき、その準備会で進めることも了解を得て進めさせていただきました。ので、これは百条委員会、しかし、きちっと百条委員会の中のルールにのっとって質問事項を1週間前に渡して、出席要求もした。きちっとしたルールの中で、準備会ではありますが、資料もなく、その中で自分のその当時に返って答えていただきたい、正直に答えていただきたいということで、きちっとした質問、答弁であったというふうに考えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） その調査の仕方についても、問題があるわけですね。

例えば市長を証人喚問して、宣誓をして証言をさせる。しかし、職員は準備会で事情聴取をする。それらがどういう関係に、その証言力というか、なるんでしょうか。その点についても、私は非常に問題がある。極めて客観性を欠いた、公正性を欠いた、恣意性に満ちたものであるというふうに思うわけでもありますけれども、あとはくまがい議員、それから堀議員との重複が多くなってまいりますので、1つだけちょっと聞き忘れておったんですけども、この案文の中の真ん中からちょっと下のところで、それまで、それからその2行ぐらい下ですか、今までのとありますよね。だから、それまで、今までというのは、いつからいつまでなのか、その点について具体的にお答えをしておいていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

この文章の中における真ん中から、ちょうど真ん中ぐらいですかね、この答弁における奥田副市長の発言は、瑞穂市市道編入基準そのものを否定し、それまでこの瑞穂市市道編入基準を市道編入への判断基準の内規として担当業務に活用してきた行政行為の瑕疵を認めたこととなるため、この基準においてなされた今までの行政行為、ということは、この編入基準が採用されてきた、これは百条の中でも言われておりますが、17年度ころである、これは職員も言っているのは、ころである。だからそれ以降であると思いますが、その基準としては、できたのは

17年度、この間も質問の中にあったのは、6月以降というような答弁であったんではないかなということであれば、17年度ころ、18年度ころにはそれがつくられて採用がされてきたものだというのが、これまでということと、それまでとこれまではこの問題、事案が発生するまでのことを指しているというふうに考えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 17年ころ、18年ころということから事案が発生するまでというふうに言われたんですけれども、執行部の答弁によれば、これ18年だったですよ。17年は間違い、17年度作成というふうに瑞穂市市道編入基準の後に書いているのは、担当職員が後から加筆をした。けれども、それは間違いであった、18年度であったということが執行部の答弁で明らかになったわけでありますので、その点を確認しておいていただきたいと思います。

それから、事案が発生するまでというのは、いつまでですか。具体的に年月日でお答えいただけますか。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

この私の認識としましては、18年、私もこれは当初から18年度ということではないかなというふうには認識をしておりましたが、それはやっぱり正された。17年度というのは間違えた入力をしてしまっているのではないかなということは確認されております。

しかし、その手持ち資料として作成されたものが、実際運用されてきたものはそれ以降というふうに考えております。なので、これについては18年度以降、手持ち資料の中で運用されてきた、それが引き継がれてきたものではないかというふうでございます。

さらに、どれまでかということであれば、この基準が変更されたものということは、26年2月7日の公示されたものまでは、この基準が採用されるべきであった資料、基準であったというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今の答弁で、瑞穂市市道編入基準は18年度以降、26年2月7日の要綱作成までということが言われました。それを確認しておきたいと思います。

それで、最後に明らかになったことでありますけれども、百条委員会での職員の話の全面的に採用して、市当局の職員及び歴代の部長等、それから合併以降の市道認定の実態等々は、市当局の調査結果で明らかになったわけですが、それは全面的に否定するという答弁がなされたということだけ、まずは確認をして、質問を終わりたいと思います。

○議長（若園五朗君） 本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 8 番 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 議席番号 8 番、民主党の松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、問責決議について二、三点お尋ねをしたいと思います。

きょうは議会の最終日ということでございます。議事日程 1 から 30 があるわけですが、それをずうっと朝からやるんだなあというふうに思っていたところ、開会のすぐ後に動議を出されて、今まで 2 つの案件をやっているわけですが、最初の市長さんの問責については、私はきょう朝新聞を見ておりませんが、新聞に報道発表されているということでありますので、この議会が始まった 9 時に動議を出すんじゃなくて、やはり正式に追加日程というような格好で議運を開いてやるのが当然だと思うんですね。これに関連する副市長の問責も同じだと思うわけです。そういうところを、議員の進め方について、議長さんにもお願いをするわけですが、この発議第 13 号を出された庄田議員にお尋ねしますが、そういったやり方というのは本当にいいのかなと私は疑問に思うわけですが、まずその点についてお伺いしたいと思います。

以下については議席から質問します。

○議長（若園五郎君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 今回の発議の仕方がどうであるのかという松野議員からの御質問でございます。

これは、間違った発議をしているわけではなく、議員としての中でしっかりと行われる動議によって行われている行為でありますので、何ら間違っているものとは思いません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 動議の出し方については別に問題はございませんけれども、私の言っているのは、もう新聞に出ておるものですから、前もってわかっているんだったら、やはりきょうの議会が始まる前にそういったことの行為をするのが普通ではないかということでお尋ねをしました。

副市長に対する問責決議でございますけれども、これは西岡議員が先般の一般質問の中でお話をされている件でありますけれども、要はこの瑞穂市市道編入基準、これは副市長さんからもお話をされているように、職員の手持ち資料でやってきたということについては、非常に問題があって瑕疵があるというふうに認めているわけですね。

これについては、自治法の中にも書いてありますね。自治法第 2 条の 16、17、地方公共団体

は、法令に違反してその事務を処理してはならないといっているんですね。もう一丁のほうは、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とすると。この内容について、副市長さんはそのとおりお話をされたということで、何も間違っておりません。

今まで行われました行為については、やはり市においても瑕疵があったことをやってきたということで認めておりますので、この件については、私の考えは問責ではなくて、やはり行政内でのいろんな処分の仕方があると思うんです。責任のある方についての処分が先決であって、この問責までする必要がないではないかというふうに解釈をしておるわけですがけれども、提出された庄田議員はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） 松野議員の質問に答えさせていただきます。

地方自治法の第２条、１６、１７でございますが、先ほども松野議員からも紹介されましたが、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。しかし、１７条では、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。しかし、この無効とするといった言葉は、瑕疵であるかどうかの判断は、私は難しいのではないかなと。瑕疵と決めたのは、誰がそれが瑕疵なのか。そうしたなら、先ほど松野議員が言われたように、本来この地方自治法で言われているのであれば、この行為について、まず瑕疵があるかどうかしっかりと調査しなければならないのが行政運営ではないでしょうか。さらに瑕疵を行った職員に対して、どのように責任を持つのかということをしきりと先に答弁をしなければならなかった、それが大きな問題となっている発言であると言わざるを得ないのであります。なので、しっかりとこの瑕疵について、市独自でその瑕疵は何なのか、きっちり調査をしてから、本当に瑕疵があったのか、本当は答えるべきであったと私も思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） どう言ったらいいでしょうか。行政内でのいろんな関係上、本当に申しわけなかったというような感じを行政当局は認めておるわけですので、その点については、そういった担当の方の何らかの処分といいますか、そういったことで一つ締めたほうがいいと。けじめをつけたほうがいいと。

今後については、やはり職員が、あるいは担当の皆さんがわかるような、誰でもわかるような統一基準を早急につくって、所内の統一を図っていくと、対お客さん等に対して、そういったことをするのが先決ではないかというふうに考えて、私はこの問責にはどうも疑問を抱くわけであります。以上です。

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○４番（庄田昭人君） ただいまの松野議員からの質問であります、やはり松野議員の中の質問のことについても、そうですねと言わざるを得ない部分があります。やはりきちっと、これは市の中で責任を問うべきではないかということであることは間違いない。

しかし、先ほど市道編入基準というものがどういうものだったのかということであれば、やはり当初、この７月２日の時点で、この編入基準を知らなかったと答えた市長の責任、それが一つの、職員がこの瑕疵を行ったということで、振るような発言では僕はおかしいのではないかなと。やっぱり職員を守るべき立場であったんではないかな。行政職の執行部として、職員を守らなければならない立場であったんではないかな。それを職員がミスを犯した、瑕疵だったんだ、それを全面に出すということは、私としては本当にこれが行政のトップの発言なのかと、重大な発言をしたんだということであります。

なので、この議場の中で、こんな発言ではなくて、まずは調査、徹底、瑕疵がわかったなら、まずは市の職員を、今このような状況であるので処分をさせていただく方針であるというような報告がまずあってよかったのではないかなと。それに対しては、まずはみずからがこの行政の瑕疵であったことを認め、間違っていたんだという最高責任者の声が必要であったのではないかなというふうに感じるものであります。

なので、今回の問責としての言葉の重大さをしっかりと認識していただきたいという思いであります。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 12番 清水治君。

○12番（清水 治君） 討論の途中であります、この発議第13号について、今いろいろ質疑等も聞いてまいりましたけれども、なかなか判断するのが私は難しいと自分で判断しましたので、この場で退席をさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 11番 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 清水議員と一緒に、同じくこの市長、副市長に対する問責決議、本来でいえば、従来から言っていましたとおり、産業建設委員会で審議すべきことであり、これ

を今さら問責云々という問題でもありませんし、ただ百条委員会が起きている以上、百条委員会では問責あるべきことだと思いますから、ちょっと採決云々等には参加できない状態ですから、退席させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 10番 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 同じく、読ませてもらってわからず、聞いて余計わからず、判断つかないです。失礼します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私も、この発議第13号は審査しかねますので、棄権します。

〔10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君・12番 清水治君・13番 若井千尋君 退場〕

○議長（若園五朗君） これから発議第13号を採決します。

発議第13号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

〔5番 森治久君・10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君・12番 清水治君・13番 若井千尋君 入場・着席〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時40分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成26年7月分が実施され、現金預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りがないとの報告でございました。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 以上、報告した資料は事務局に保管してございますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第55号から日程第7 議案第64号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第55号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第64号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋礼治君。

○産業建設委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋礼治でございます。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過、結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、9月10日午前9時30分から、巢南庁舎3－2会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第55号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

決算書に基づいて補足説明があった後、特定環境保全公共下水道事業基金についての質疑があり、西処理区では、事業着手のときから積み立てをしていただいております、供用開始のときに1世帯当たり15万円を受益者分担金として市へ納められ、それを基金とした。処理施設等は既に完成しているため、起債償還元金部分の20%を、毎年、基金を取り崩し充当していたが、平成25年度終了したとの説明がありました。

また、汚泥の処理についての質疑がありまして、アクアパークすなみから搬出される汚泥は、脱水をして本巣市にある住友大阪セメントで高熱で焼却され、その灰はセメントの中にまぜてリサイクルされているとの説明がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をしました。

次に、議案第56号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行いました。

決算書に基づいて補足説明があった後、呂久地区は既に水洗化率も高く、受益者から入ってくる分担金もふえないと考えるが、今後一般会計からの繰り入れが多額にならないよう、施設

の維持管理をしていく上でどのような経費削減の努力をしているのかとの質疑があり、呂久地区では供用開始から3年後でおおむねの方が接続しておりまして、当時は、維持管理費を使用料で賄うことができていたが、平成25年度末に経費回収率が65.4%となり、約35%ほど一般会計から繰り入れをすることになった。要因としては、区域内人口の減少や高齢化に伴う使用水量の減少、処理施設の老朽化によって、修繕などの維持管理費の増加がある。地域性もあるが、呂久地区のような小規模下水については、経費回収率が悪くなる傾向がある。そのため、できる限り汚泥の発生を抑える努力や電気料の削減等を行ってきたが、それだけでは経費を削減することができないため、現在は施設の処理能力に余裕があるため、昨年からは神戸町柳瀬地区の接続を検討していただくよう、神戸町との協議をしている。使用料収入をふやせば、経費回収率も上がってくると考える。

また、施設の維持管理については、処理場完成から17年経過しており、大規模改修をする必要が生じてくるが、農業集落排水事業の大規模改修については事業費の2分の1が国庫補助対象になってくるため、今年度は調査費を100万円のうち50万円を国庫補助事業として補助していただき、大規模改修が必要な箇所を調査しており、来年度以降、国庫補助事業として採択をしていただけるよう手続を進め、財源確保に努めることとしている。また、間接的には、起債の償還金の利息部分について、地方交付税算入されるなど措置がとられていることもつけ加え、説明があった。

使用料金については、呂久地区だけを値上げすることの地区だけ負担が多くなってしまうことから、合併協議会で呂久地区農業集落排水、西地区特定環境保全公共事業下水道、別府地区コミュニティ・プラントの3つの処理区での使用料金を同じにしており、上下水道審議会でも審議していただいています。現在の使用料金は3会計合わせて下水道事業全体の経費回収率を100%に持っていくという考え方であるとの説明がありました。

その他の質疑として、施設の維持管理する上で委託料の比率が高くなっていくが、施設維持事業管理費や汚泥運搬の委託や契約方法などについての質疑があり、施設維持管理業務委託については3年間の長期契約、汚泥運搬業務委託は単年度契約としており、その他の質疑として、呂久地区の農業集落排水事業は、水洗化率が99%近くあっても経費回収率は65%ほどに推移している。西地区では水洗化率が低くても経費回収率が高くなっている。神戸町の柳瀬地区にも呂久地区の下水道の接続ができないか働きかけているとのことであるが、接続をしてもらっても、呂久地区の経費回収率はずっとこのまま上がることなく推移していくのかとの質疑に、柳瀬地区は上水道を組合で行っているの、前向きに検討していただきやすいのではないかと考えています。接続していただければ当然使用料金はふえるので、経費回収率は上がってくると考えます。特定環境保全公共下水道については、経費回収率が100%を超えている年度もあるが、修繕費管路整備の新たな工事などがあれば経費回収率も下がることもあるが、小規模下

水道施設により経費回収率はよい。そういったことから、市街化区域等の住宅密集地などは1処理区でも事業を行うほうが効率がよいとの説明がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第57号平成25年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての審査を行いました。決算書に基づいて補足説明があった後、監査報告から、今後、幹線配水管路網の再整備の耐震化などで多額の事業が必要になる。現在は給水の人口がふえており、上水道事業としての利益は出ているが、将来的に水道料金の確定などについての考えはとの質疑に、将来的に管路の耐震化や水源地の大規模改修などのために積み立てをしており、できる限り料金を値上げしないよう努力をしている。平成25年度上下水道事業審議会でも当面現状維持との答申をいただいているので現状維持でしていくが、3年から5年に1回程度、審議会で検討していただき、必要に応じて料金の改定も考えなければいけないときもあるのではないかと考えると説明がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第58号平成25年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行いました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

最後に、議案第63号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第64号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について審査をしました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をしました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成26年9月22日、産業建設委員会委員長 藤橋礼治。

○議長（若園五朗君） これより議案第55号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第56号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第57号平成25年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第58号平成25年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号から日程第20 議案第62号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第8、議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第20、議案第62号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 議席番号 6 番 棚橋敏明でございます。

ただいま若園議長より委員長報告の許可をいただきましたので、本日議題となりました13議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告申し上げます。

文教厚生委員会は、9月11日午前9時30分から、瑞穂庁舎議員会議室で開催いたしました。5名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査をした議案の順に要点を絞って報告いたします。

議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、執行部より、子ども・子育て支援法により保育所等の運営に関する基準の条例を定めるものであると資料に基づき条項ごとに説明を受けました。

質疑に入りましたが、委員からはさまざまな多くの質疑をされました。主な質疑を要約して報告しますと、最初に、保育所は、家庭において保育をできない子供を受け入れるが、書類が整えば入所できるのかとの質疑があり、書類上の審査を行い、その状況により入所させているとの答弁がありました。

保育料関係の質疑では、第13条に規定されている利用者負担額において、私立の保育料は今までと同じなのか、差ができるのかの質疑に、国の基準により保育料をお願いすることになるため、従来と同じような扱いになる。ただし、同条第4項の規定により、保育所等により特色を出す場合は、それに要する費用を負担させることができるようになっていくとの答弁でした。

また、保育への保護者の負担額は平等なのかとの質疑には、保育料には所得区分があるため、保護者の所得により負担の差は生じるものの、基準は一律ですとの答弁でした。

保育所を民営化すると公費での負担がふえるのではないかの質疑には、幼稚園と保育所とは性格が異なる。保育所の場合は、私立でも公立でも基本的には同じであるとの答弁でした。

続けて、幼稚園の場合はどうなるのかとの質疑に、幼稚園は園により保育時間の長時間化や教育カリキュラム等による特色化を行っているため、内容が異なってくる。私立の幼稚園に就園した場合は、私立幼稚園就園奨励費補助金が支払われることになるとの答弁でした。

私立保育所へは運営費負担金を支出しているが、どうなるのかの質疑には、負担金が給付費へと名称は変わるものの、その運用は従来と同様であるとの答弁でした。

また、バスでの送迎などをしても保育料は同じなのかとの質疑に、バスの送迎は特別サービスになるため、その分は保護者の負担となるため異なってくるとの答弁がありました。

また、保育料は園により異なることはできるのか、またその場合、運営費はどうなるのかの質疑には、保育所において、その園の特色を出す場合は、その費用を保護者に負担させることができますが、その場合でも1人当たりの運営費負担金は同額であるとの答弁がありました。

また、総括質疑における執行部の答弁にかかわる質疑があり、総括質疑の際、職員の定員管理上、保育事業を民間に移行していきたいとの答弁があったが、保育士をふやせないのかの質疑に対し、市の職員数は定員管理での制限は緩和されたものの、保育士も含めて定数条例で適正な職員数が定められている。財政的負担、子供の人数等の将来への見込みもある。それらを見定めて、民間の活力を利用しつつ、今後は保育の質を高める方向で運用しなければならないと考えるとの答弁がありました。

また、保育所を民間がやっていただけたところもあると総括質疑での答弁があったが、既に決まっているのかの質疑には、保育所の民営化を進めなければいけないと考えており、近隣の事業所に参入の意向調査を行った。その中で、参入したいとの応答があったことを踏まえての答弁であったとの答弁でした。

また、市内に保育所を参入させる場合、規定などはあるのかの質疑には、そのような規定はない。そのときの市民の要望、財政面での状況等により行政判断となるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決に入りましたが、1人が棄権し、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第44号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法の規定によりこの条例を定めるものであると、資料をもとに主な条項ごとに説明がありました。

質疑に入り、保育料の設定はどうなのか、第22条の庭と第28条の屋外遊戯場の違いは何なのか。また、資料による第28条の説明では、乳児室などを2階に設ける場合は要件ありとあるが、これは何かとの質疑には、基本的に保育料については、議案第43号の条例の規定と同じである。第22条の家庭的保育事業は、居宅における保育を想定しており、第28条の小規模保育事業は、保育所における保育を想定しているため、庭及び屋外遊戯場とそれぞれ設定されている。また、2階以上に保育室などを設ける場合には、第28条に規定された要件がそれぞれ必要になるとの答弁がありました。また、責任の所在、監督責任などの管理体制について、市は上乘せ基準をしないのかとの質疑については、各事業については市に責務がある。監督指導等の管理体制については、今後県などと連携して行うことになるのではないかと考えているとの答弁でした。また、以前におやつが少ない、庭がないという苦情を聞いた。そのことについて、担当部署からは苦情は聞いているが私立保育所には指導する立場ではないと聞いた。指導監督はどうなるのかの質疑に、保育所については県が認定、そして指導をしていたが、権限移譲で平成25年度より社会福祉法人が実施する保育所については市で指導することになった経緯がある。今後は指導体制を整えたいと答弁がありました。

その後、討論はなく、採決に入りましたが、1人が棄権し、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第45号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の規定により条例を定めるものであり、資料をもとに説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第46号瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例については、今回、子ども・子育て支援法の規定により、この条例にかわり新たな条例を制定するため、廃止するものであると説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第47号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正により改正するものであり、新たに父子世帯をも組み入れるものであるとの説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第48号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の改正により条例の改正を行うものであり、法人市民税の税率の改正、軽自動車税の税率を改正し、あわせて最初の登録から13年を経過した軽自動車については割り増しする課税を行うなど、それぞれの規定を改正するものであると資料により説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第49号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例については、放課後児童クラブにおいて、その受け入れる学年の枠を拡大するものであると説明がありました。今後の各放課後児童クラブへの子供の受け入れの見通しはどうか。1人当たりの面積はどうかと質疑があり、今まででも1人当たりの面積を確保して実施しているが、法的な要件が確立された。それぞれ面積を確保して受け入れを実施したいとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第52号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書により説明があり、特定健診について、受診率は県下21市の中で6番目に受診率が高い。受診勧奨のはがきを送付しているとのことだが、受診率を上げる財政的なメリットはあるのか、PRはどのようにしているのかとの質疑には、特定健診の受診率が極端に低い保険者に割り増し負担金を課し、受診率の高い保険者の負担を低くする制度はあるが、反対も多く、影響があるなどして国は実施をされていない。今回の受診勧奨のはがきは60歳代に送付しており、定年退職された方などに対して、制度のPRも兼ねて勧奨しているとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第53号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書により説明がありました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第54号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、決算事業報告書にて説明があり、単年度収支が赤字であることに関連する質疑などが多数ありました。それらの質疑をまとめ要約しますと、単年度の赤字となったのはなぜか。夏の暑さ対策に係る施策について、エアコン整備への取り組みへの経緯が不透明であるが、それらの合意形成はどのようなであったのか。夏の暑さ対策に係る給食費用は当初予算に算定されていたのかのようになる。答弁として、8月に5日分の給食日数がふえている。給食費は年11カ月で納めていただいております、それをもとに1年間の給食費を賄うものである。メニュー、賄い費用などは給食委員会、献立会議で決めている。当初予算には8月5日分も組み込んだ予算を立てていたが、結果的に年間で7日分がふえた。平成25年度決算の単年度収支における赤字については、夏季の5日分の影響があると考えるが、1年を通して物価などの変動もあり、今までにも赤字、黒字を繰り返している経緯がある。今後は、給食の質に注意し、メニューなどを考えていきたいとの答弁がありました。

また、平成26年度の予算はどうなるのか。また、エアコンを導入した後は、夏の暑さ対策はどうするのかの質疑には、給食会計の収入は固定しているが、年により給食日数は変動する。そうすると、給食は日数に限らずその中で賄うことになる。また、エアコン導入後については、子供は暑い環境の中でも生活ができるべきであると考えるが、近年の異常気象による想定外の暑さであったため、子供への影響を考えエアコン導入へととなった。今後はその状況などを判断してエアコンを使用していきたいとの答弁でした。

また、客観的に教育の施策の観点より見直しを検討してほしいとか、赤字の分析を行い、今後に生かしてほしい。単年度で予算を適切に使用してほしい。エアコンの使用については、子供たちの環境に配慮して実施してほしいなどの意見が、また要望がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第60号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、補正予算書により説明があり、窓口における新たな口座振替に係るシステムの導入について、その導入経緯はどうであったのかとの質疑に、このペイジー口座振替受け付けサービスは、担当課より提案を行い、収納対策プロジェクトチームに諮り、その検討を受けて決裁し、導入するものであるとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

議案第61号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第62号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ補正予算書にて説明がありました。

両議案ともに質疑、討論なく、採決の結果、それぞれ全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成26年9月22日、文教厚生委員会委員長 棚橋敏明。

○議長（若園五朗君） これより、議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、2点質問をいたします。

議案第43号の件でございますけれども、これについては、委員からさまざまな多くの質疑がされたということになっておりますので、ひとつお答えを願いたいと思いますけれども、この職員の定数管理については、制限は緩和されているといった中で、保育士を含めて教育委員会といいますか、要は、いつまでたっても待機児童とか、いろんなことで非常に困っているわけですね。その中での定数管理だと言っているんですけど、保育士というのは、この定数管理を緩和したためにふえているのか、今何人おるのか、将来的にこれを何人ぐらいに持っていくかと、こういうことをお尋ねしたいと思いますけれども、そういったお話がされてきたのかということでございますけど、御答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） ただいま御質問ございました定数のことでございますが、私、資料を探しましたが、今ちょっと手元にはございませんので、また後ほど報告はさせていただきますが、この時点におきます質問の中で、待機児童の問題もあり、とにかく今ふやそうとしているかということの前置きながら、なかなか今のところ募集はうまいこといっておりませんという回答がございまして、とにかく市のほうとしては、さまざまな面で今努力はしているが、またそれに対して明確に返答ができるほど求人に対しての返答は来ておりませんということでございまして、今後努力をとにかくしてみるからということでございましたので、それ以上の質疑はそこで起こりませんでしたので、そのように私は賜って、このことに対しては終了したつもりでございますので、申しわけございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 委員長さんの報告によりますと、募集しても人が集まってこないという話ですけど、これは保育士、要は正職員ですよ。正職員が何名おるか。緩和されたから、それに該当して保育士もふえてきているのかと、こういうことをお尋ねしておるんですよ。臨時保育士の話ではないですよ。どうですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） この制度自体が変わりつつあるという状態でございますので、認定資料を置いてきちゃいましたが、ですから、このときに明確な職員数、このことにつきましては、今回のここに書いてございますとおり、保育の質を高める方向で検討しつつあるということで、明確な職員数はその場では示されなかったものですから、改めてこのことは御報告させていただこうと思いますが、まずいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） そのことは話はしてございません。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1 番 堀武君。

○1 番（堀 武君） 堀武、委員長にお尋ねします。

特に僕がここで質問されたかどうかというのは、保育士も含め、定数条例で適正な職員数が定められていると。財政的負担、子供の人数等の将来への見込みもある。それを見定め、民間の活力を利用しつつ、今後は保育の質を高める方向で運用しなければならないと考えると言っているんだけど、これは公共の施設の質が悪いのか、高めるなんて言い方は非常に失礼なことを今の現状に言っているような気がするんですけどね。

だから、それと同時に、保育所を民間でやっていただけたところがあるかと総括質疑での答弁があったかというのに、民間でやってくれるというのは、今の保育所を民間に移すのか、それとも新規に民間に瑞穂市に誘致するのか、その辺のことが質問事項というんですか、委員の中であったのかということがちょっと気になったものですから、その辺の今言ったようなことで、特に民間の保育所をこれから入れていくということに関してですね。だから、非常に重要なことなものですから、入れるならば、それは現状の保育所はそのまま、新規の民間参入を促進させていくのかと同時に、くどのような話ですけど、今の保育所は、質の向上を高める方向でとか、余りにも失礼な言葉があるものですから、何の質が悪いのか、その辺の話があったことなのか、ちょっと委員長にその2点だけ、話が出ておれば答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 今、堀議員から御質問のございましたこの部分だと思いますが、今後は保育の質を高める方向で運用しなければならないと答えるという答弁があったという、まず最初の部分ですが、ですから、これから高めなきゃならないというところで、それじゃあ今が低いのかということで、その中で委員の間でそれに関連する話し合いがあったかどうかということに対してですが、あくまでこの答えに対して、その後、どうのこうのということ

は全くございませんでした。

それからその次の、保育所が民間でやっていただけたところがある、総括審議の中で答弁があったが、既に決まっているのかということは、これはここに書いてありますとおり、委員の中から、今どのようになっているのかと、そういったふうで動きがあるんじゃないかということの質疑が、当然ここに書いてありますとおりました。それに対して、この下に書いてありますとおり、当然この答弁がその中で出ました。そのように、委員の間で、新しい保育所云々というところ、これは間違いなく私たちの間で討論しております。

〔発言する者あり〕

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） はい、その答えですね。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1 番 堀武君。

○1 番（堀 武君） 今の中で一番重要なことは、民間の参入に関して、現在の保育所を民間に委託するのか、それとも新規に民間の保育所を誘致するというか、積極的に来ていただきたいということなのかということが重要なことであると同時に、さっき保育所の質を高める方向で運用しなければならない、民間活力を利用してと、民間活力を利用しつつ今後保育の質を高めるという、保育の質を高める方向というのは、現状的に何か不都合があるのか。例えばその辺のことで言われたかどうか。もうちょっと2点だけ、あったかどうか。なければないで結構ですけども、その辺で御答弁願えればと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） まず、今現在ある保育所をどうするかという、そういった話が出たかどうかのほうから答えさせていただいてよろしいですか。そのことに対しての議論は、今現在あるものに対してはございませんでした。

それからもう1つ、民間の活力を利用しつつというところですね。ここでどういった話になったかというところは、そんなに深くまで話は入り込まなかったように思いますが、ただ、基本的に、今現在のこのまちでやっている保育の質が高いとか低いとか、そういった議論には至りませんでした。あくまでも競争原理的な意味合いで執行部から説明されたものと私は受けております。それでよろしかったでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 1 番 堀武君。

○1 番（堀 武君） 答弁は結構ですけども、ここにこのように書いてあるというならば、やはりその辺のことを明確に今度の文教厚生委員会がありましたら、やはりプライドというか、全てに関係してくるし、保育士の皆さんの士気に影響するような書き方なものですから、やはりその辺のことを行政側から、しっかりした答えを出すようお願いしたいと同時に、保育所

の問題ですけれど、民間に関して云々だけれども、いろいろ前から言われているように、公営のものを民間に一部委託するのか、社会福祉法人を誘致するのか、その辺のことははっきりしたある程度の方向性を出すように委員会でぜひお願いしたいと思って、質疑にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

議案第43号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で意見を述べます。

私は、委員会では棄権をいたしました。

その後、自分なりにいろいろ調べました。棄権よりは踏み込んで反対の立場をとることにいたしました。

最大の理由は、市がこの条例を機に、公立保育所の民間移譲を考えている気配があるように感じられるからです。私は、瑞穂市政の優先順位として、子育て施策に税金をかけるべきであると、この優先順位でやってほしいと考えるからです。

以下、具体的に5点申し上げます。

1番目です。そもそも日本の……。

議長さん、私語を注意してください。私、さっき注意されましたね。新生クラブであっても注意してください。

○議長（若園五朗君） 静粛に願います。

○2番（くまがいさちこ君） 公平公正をお願いします。

1点目です。これは皆さん大体御存じだと思いますが、そもそも日本の公的な教育機関への支出、公費負担は、対GDP国内総生産比で3.4%、これはOECDの加盟国、34カ国あるそうですが、の中で比較可能な30カ国中、4年連続最下位だそうです。これは2013年、去年の発表ですので、多分2年前ぐらいの統計だと思いますが。

教育機関に対する公的支出のGDP比は、OECD加盟国の平均は5.4%です。日本は2%低いわけですね。最高はデンマークの7.6%で日本の2倍以上です、先進国の中で。30カ国中

ですけど、最低なんですよ。さらに、就学前教育機関に対する私費負担ですね、親が負担しているのは、OECDの平均は18.7%ですが、日本は何と55%は私費です。また、国公立の機関に通う割合は、OECDの平均では68.4%が公的機関に通っていますが、日本は30%に及びません。また、私立に通う幼児は、日本では71.3%、5歳までですね。OECDの平均は11.1%にすぎません。いかに日本が子供たちにお金を使っていないかがよくわかります。子どもに対する税金、公費負担がこんなに低い中、さらにこの割合を下げようとする議案には反対せざるを得ないというのが私の今回調べた中の結論です。

2点目です。瑞穂市について申し上げます。財政状況からいっても悪くなく、また子供がふえている希有な自治体の責任として、市は就学前児童に対する公的責任を一層強くする必要があります。

3点目を申し上げます。親並びに教育関係者、子育て関係者の御意見です。瑞穂市次世代育成支援対策協議会、7月29日開催です。これは瑞穂市の名前であって、一般的には子ども・子育て会議と呼ばれるものですが、ここで出た意見として大変厳しいものが幾つもありました。幾つか読み上げます。

市の経済的な理由がある、と市は説明したわけですね、この中で、だけで民間を入れるのは違うと感じます。メリットをはっきりさせなければいけない。民間が入った場合、園児の確保競争が起きると思う。それぞれの園の特徴や方針が出てきたときに、それが子供たちのためになるとよいと思います。親の保育園、幼稚園ニーズのためと子供のために必要なことは一緒ではないと思う。市として、子供にとって必要だと思うことをしっかり検討してほしい。また、2つ目として、瑞穂市としてどのように保育、教育を担っていくのか。もっと突き詰めて考えていく必要がある。3点目、瑞穂市の財政の状況もありますが、子供にとってどうなのかということを考えていかないといけませんし、外してはいけない点だと思います。これが親が子ども・子育て会議で出している意見。

ほかに、子育て支援に関するアンケート調査の中では、幼稚園のニーズを確保してほしいという意見が非常に多いですね。この間、私たち、これに関して資料もいただきましたが、設定区分における量の見込み、現状という報告をいただきましたが、第1号から3号まであるわけですが、幼稚園のニーズを確保しなければいけないというのが現状から見えること。幼稚園の枠が少ないので保育所に入所させているという親や、そういう関係者は瑞穂市の課題をこのように把握しております。

次に4点目として、ではどうしていけばいいかという具体的な例を幾つか上げたいと思います。

まず、保育士の待遇改善をすること。給料を上げる。市条例でできるわけですから。

2点目、保育士の負担軽減をすべきです。これは、乳児3人に保育士1人とか、乳児ですね、

1歳までです。それから3歳まではおおむね6人に1人とか、こういう負担になっていますが、これは1歳から3歳未満児6人に1人、一体、非常時に6人抱えて走れるのかという意見がございます。これを市条例で緩和すること。

3つ目に申し上げますが、静岡市では何と待機児童園をつくったそうです。子育てという政治というのに大変詳しいんですが、ネットでも出てまいります。低予算で保育難民解消、静岡市に学べ。静岡市は、そのときの市長の英断で、4年前の2010年に建設費8,800万円、これは臨時交付金を使ったそうですが、待機児童園をつくりました。ことしは、補正予算で3つ目の待機児童園をつくるそうです。これを静岡方式というそうです。今回の条例に上げられているものは横浜方式なんですね。横浜方式は、民間を大幅に入れて待機児童をなくしたんです。でも、静岡市では市長の英断で、こういうことをやっているんですね。3つ目だそうです。ですから、やればできると、市長の考え方一つだというのがこの猪熊弘子さんという方の結論です。子育ては政治的判断だと。

次に、お金は試算をするといいと思いますね。例えば1,000円上げるとか2,000円上げるとか、負担を……。

〔発言する者あり〕

○2番（くまがいさちこ君） 議長さん、注意してください。私、厳しく注意されるんですから。

○議長（若園五朗君） くまがい君、ポイント説明を、反対討論をお願いします。

○2番（くまがいさちこ君） はい、ポイント説明しています。

4つ目です。ですから、こういうことをやった場合に、幾ら余計にお金が必要なのかを試算してほしいと思います。

これは、例えばこれから大月に何億かけるか知りませんが、何度も繰り返しますが、市政として何を優先させるかの話です。

最後に5つ目を申し上げます。私は、子育てと教育の環境を整えるために議員になりました。子供たちは、節目節目までその年齢、子供の個別の状況に応じて保護が必要です。個別の節目というのは3歳、5歳、10歳、15歳、18歳です。こうした子供たちの年齢、個別の状況に応じて公的なお金で、それなりの保護をする必要があります。これは政治的な瑞穂市の優先課題だということを、私は今回自分で勉強してきまして結論を得ましたので、反対させていただきます。

以下、関連の条例についても反対の立場をとらせていただきます。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本議案に対しては反対であります。簡単に総論的に反対の結論のみ申し上げておきたいと思います。

そもそも子ども・子育て新制度は、保育に対する国・自治体の責任を後退させるものであります。例えば定員19名以下の家庭的保育事業等については、市町村の保育義務を外し、民間保育事業者と利用者との直接契約で入所が可能となります。また、一部家庭的保育事業では、保育士の資格のない者が保育をすることも可能となります。さらには、保育の企業参入の原則自由化、保育格差の拡大など、公的保育制度の根幹を解体するものであります。その意味において、私は、制度のそのものに反対でありますので、本議案に対しても反対であります。

ちなみに、議案第45号、議案第46号、議案第49号も全て子ども・子育て支援制度に絡む議案であります。中には放課後児童健全育成事業の対象事業について、これまで第1学年から第3学年までであったものが第6学年までに拡大されるなど、それ自体としては保護者に歓迎される議案もあるわけではありますが、全体として見れば、公的保育からの撤退の流れを前提にした新制度と一体のものであります。そういう意味で、それらの議案には一体的に反対であります。ただ、反対討論は行いませんので、この機会に表明をしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号瑞穂市保育の実施に関する条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 3 番 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本議案に反対の立場から討論をいたします。

本議案の主な内容は、まず1点目は、法人市民税の法人割の税率を12.3%から9.7%へ2.6%引き下げるというものであります。率にすると21.1%であります。これは、消費税増税を含む国の税制改正に伴う地方税法の一部改正によるものであります。引き下げ分は地方法人税として国税化され、地方交付税の原資となります。地方法人税は、消費税増税に伴う地方消費税の増収によって拡大する地方自治体間の税収格差を法人住民税等の見直しで是正するために創設したということであります。

しかしながら、消費税増税がなければ、こうした措置は必要ないわけであり。そもそも自治体間の税収格差の是正は、地方の自主財源の削減ではなく、国の負担を増額することによって行うべきであり、まずは現在の国、地方間の税の配分6対4を5対5とすべきであります。ところが、総務省の平成26年度地方税制改正案についての資料を見てみますと、消費税率10%段階においては、法人住民税、法人税割の交付税原資化をさらに進めるとしております。地方自治を実効的に担保するための自主財源をさらに奪い、地方分権社会を目指す方向に逆行するものと言わざるを得ません。まさに国のやり方は本末転倒であり、抗議の意を含めて反対をしておきたいと思っております。

本議案の主な内容の2点目は、軽自動車、原動機付自転車及び二輪車等の税率の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正するというものであります。自動車業界の意を受けて、自動車取得税の税率は引き下げられ、来年10月1日からは、自動車取得税は廃止される予定となっておりますが、今回の改正は、それによる税収減を軽自動車や原付等などの税率を1.25倍から2倍にも大幅に引き上げて穴埋めしようというものであります。例えば、四輪の自家用乗用車は7,200円から1万800円へと1.5倍の3,600円の引き上げです。原付の50ccから90ccは1.7倍の1,200円の引き上げとなっております。軽自動車や原付は庶民の足であります。軽自動車の需要が増加しておりますが、国民生活が悪化する中で、価格でも維持費でも割安な軽自動車を選択したためであり、いわば庶民の自衛策の結果であります。とりわけ最初の新規登録から13年を経過した軽四輪車等については、平成28年度分からおおむね20%の割り増し税率をかけられることとなりますが、13年を経過した軽四輪をさらに乗り続けるということは、新たに買いかえないということでもあります。つまり、買いかえたくても買うことができない層により重たい税負担を押しつけることになるのではないのでしょうか。これでは消費税増税とあわせ、ダブル

パンチを浴びせるようなものであります。結論的に言えば、軽自動車、原動機付自転車及び二輪車等の税率の引き上げは庶民増税であり、反対であります。

よって、以上の観点から、本議案に対して反対の意思を表明し、簡単ではありますが、討論といたします。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時05分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第52号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに可決しました。

これより議案第53号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第54号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第54号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

これについても、前回と同様にいろいろ皆さんから多数の質疑があったということでございます。

まず最初に、給食センターの運営規則については委員長さんは認識のことと存じ上げますけれども、その内容について、第4条ですけれども、ここについてまず説明をちょっとお願いしたいと思います。

以下、関連につきましては議席から質問します。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） ただいまお尋ねのありました学校給食の運営の条例でございますが、その部分の中身、第4項を知っているかどうかということでございますが、今回の54号の中で、とりたててそのことを前面に出して話したこともございませんでしたので、私は存じません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 委員長さんの答えですと存じていないということですが、この議案の内容については、そういった規則等について御認識でなければいろいろ審議ができないということを私は思うわけですね。これ、4条というのは給食費の話になるわけですね。4条の1項については、給食センターの運営に要する経費のうち、給食費は給食を受ける児童・生徒等の保護者及び職員の負担とすると、こうなっておるんですね。3項目には、給食費の額は、1人当たり次のとおりとすると。これは小学生幾ら中学生幾らとあって、ただし給食月数が11回の場合にあっては、8月は徴収しないものとする、こうなっておるんですね。そこら辺は認識はされているでしょうね。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 今の11カ月という部分につきましては、回答にございましたとおり、給食費は年11カ月で納めていただいておりますということで、8月は集金しておりませんということは、この委員会の中でも承知しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 運用規則についてはある程度御認識だというふうに思います。この規則は、そもそも8月の夏休みの期間は給食を行わないと、前提として作成されているというふうに思うわけです。したがって、11月数に給食を行うため、給食費を11回負担していただくものであります。

教育長さんは、それをもとに1年間の給食費を賄うものであると答弁していますね、この中で。委員会の中では、この経緯についてどのようにお話をされているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 今ちょうど松野議員から言われましたようなことは質疑で当然出まして、それに対する答弁が、その下に書いてございますこの部分に当たるわけです。

給食費は年11カ月で納めていただいております、それをもとに1年間の給食費を賄うものであり、メニュー、賄い費用等は、給食委員会、献立委員会で決めていると。この後、当初予算には8月の5日分を組み込んだ予算を立てていたが、結果的に年間で7日間ふえたと。このように委員会の中で答弁がございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 委員長さんの報告によりますと、当初予算の中に1年分を組み込んでということは、夏休みの件ですけれども、予算化されているという答弁がされておりますが、じゃあその中身についてどのような積算をされているのかということについてお尋ねします。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 今、松野議員から質疑がありました。中身についてということですが、その中身というのは、給食の5日分の食事のメニューの献立のことを言っておられるのか、このお金のことを言っておられるのか、中身という意味が双方にとれるんですが、いかがなものかなと。もうちょっと私のほうもそこら辺を詳しくお聞きしたいんですが、ただ、献立ということになってまいりますと、既に献立会議で決めたもの、そのように私は教育委員会のほうから賜っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 献立会議で決めたことについては後ほど質問しますが、私に、保護者等からの負担金は、予算現額の中では2億8,581万8,000円です。じゃあ逆に給食事業費は2億8,895万3,000円、当初から313万5,000円のマイナスの予算でした、これ。そこで、給食費を捻出するために繰越金313万2,000円を充当して帳尻を合わせておるということですよ。そういった予算書ですよ。

したがって、単年度収支が赤字になることは最初からわかっているということです、これは。また、なおかつ決算状況から見ても、収入済額が、これは負担金の金額でございますけれども2億8,311万7,000円、支出済額が、これは給食の事業費ですけれども2億8,530万6,000円、ここでマイナス218万9,000円となってくるんですよ。この単年度収支が218万9,000円マイナスになったという事象について、委員会の中でどのように話しされているのか、お答えをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） まさに松野議員さんが今お尋ねになられたことと同じことが、この委員会の中でさまざま質疑の中でとり行われました。それで、教育委員会のからの回答といたしまして、キャッシュ・フローで基金があるわけではありません。キャッシュ・フローで動いているものですので、その動きの中でこの部分は一旦埋めておりますと。一旦というのは、言葉に間違いがあるかもしれませんが、今のところは埋まっておりますと。

それで、ただ今回のことを礎にして、今後この部分、ちょっと読んでいただけるとありがたいんですが、1年を通して物価などの変動もあり、今までにも赤字、黒字を繰り返している経緯があると。今後は給食の質に注意し、メニューなどを考えいきたいとの答弁がございました。この答弁にありますように、教育委員会のほうもこれからしっかり考えていきたい。それと同時に、まさに先ほども申しましたとおり、松野藤四郎議員さんのおっしゃられたことにつきましては、委員全員の心配でもございましたし、たくさんの質疑をそこで受け取ったことも事実でございます。委員会の中は、ちょっと御報告を申し上げますと、そんな状態でもございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 給食センターの運営規則の2条では、給食センターの行う給食は、年間を通じ、学校等の授業日等の昼食時に実施するものとなっている。これはいいですね。

そこで、平成25年の夏季、これは1週間ですが、5日分に給食を実施しました。給食月数は11から12になったというふうに考えられますので、給食費を保護者から負担していただかねばならない、このように思われるわけですが、なぜ徴収しなかったかについて、委員会ではどのようにお話し合いがなされておるのか、伺いたしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） ただいま松野藤四郎議員から御質問がございました部分、一部はそのようなことも質疑の中にございました。ただし、運営の方法が運営委員会のほうになり任されているということで、一つの要望として今後考えるということで、委員会の中では、そのことに対する回答は出ませんでした。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 給食費の減額については、第５条によると１から３つの項目があって、これに該当すれば減額について教育委員会が別に定めると、こうなっておるわけです。けれども、今回の夏休みの給食５日間については、どこにも該当しないわけですね。そこら辺はどのように御認識でしょうか。徴収しないということ、減額できないということなんですよ。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） ただいま御質問のございました件につきましては、今回の委員会においては、全く話し合うこともありませんでした。ただし、今後のこととしては課題を残しているんじゃないかなということは、各委員さんの認識の中に多かれ少なかれあるとは思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 先ほどの委員長の答弁によると、献立会議で決めたとかと言っておりますね。教育長さんは、総括質疑の中で、運営委員会で認めてもらったと、こう言われましたね、私が質問したときに。給食センター条例の第７条の２項によると、給食運営会は、給食センターに関する重要な事項について審議し、所長に提言すると言っておるんですね。これを受けて、運営委員会規則第４条では、所掌事務は１から５まであるわけですけど、１項は、給食費に関することを審議・調査をしますが、その結果については給食センター長に提言するだけで、給食運営委員会で認めてもらうということ自体がおかしいのであるんですよ。

そのときの会議録や無償についての決裁文書、こういったものはあるのか、委員会の中でどのようなになっていますか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） ただいまの御質問の給食運営委員会につきましてはの説明及び、そこでの議事録等に関しましては、今回の定例会におきます委員会におきましては、一切話及び提示はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○８番（松野藤四郎君） 明確な回答ではないというふうに思います。

最後になりますが、学校の給食事業は、学校給食法に基づき、保護者からの給食費負担金の範囲内で食材を選び、献立を行い、給食を提供するものであるから、赤字になることはあってはならないことである。この件については、先日の監査委員からも御指摘がありました。そこで、平成26年度の予算はどうなのかに対し、答弁の中で、給食費は固定しており、年により給食日数は変動する。その中で賄うことになるかと回答している、これはそのとおりですね。

平成25年度の予算書によると、給食負担金2億9,255万6,000円、給食費が2億9,350万3,000円、当初からこの差額94万7,000円マイナスになっておるんですね。入りから出でやった場合、出のほうが多いんですよ。これを補うためにまた繰越金を使っておると。

要は今後の問題になるわけですけども、夏休み期間の給食費の負担などについては、給食センターの条例や運営規則、こういったものの法整備が必要と思われるわけですね。委員会の中でどのように話されているのか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 給食運営委員会は、まず独立性の強いものだと思いますし、私たちからそこまでとやかく言えるものなのかどうなのか、まずそういったところを一遍しっかり調べさせていただきまして、その上で御要望等をおとりしていいのか、そういった部分、どのように推しはかっていいものか、また各委員、全員集まってもらいまして、そこら辺を研究してみたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

議案第54号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、反対意見を申し上げます。

先日、これは9月3日の議会の初日における監査委員さんの報告には、単年度収支が赤字218万7,791円になったと。この事業は、一般会計からの繰越金はなく、学校給食法に基づき児童・生徒の保護者及び職員からの負担で食材を選び、給食を提供するものであるから、赤字になることはあってはならないことである。しかし、現実には起きていると説明がありました。

この単年度収支が赤字となった原因は、夏の暑さ対策で小・中学校の午前授業導入により、

8月後半の1週間、5日分、8月26日から30日の間でございますけれども、給食を提供したことが原因であることが9月9日の総括質疑で明らかになっております。

そこで、次の点が明らかにならない限り、議会議員として、議案第54号は認定することはできないというところであります。

まず最初に、平成24年度決算に繰越金だけでどうしてこんなに313万2,000円もあり、平成25年度学校給食特別会計予算を編成するときは、この8月の給食費をどう見込んでいたのか、総括質疑でも明らかにされておられません。

そこで、私は平成24年度決算報告書を何回も読み返してみますと、インフルエンザの流行によって学級閉鎖等もあって、給食の停止もあったと。給食費の減額や給食物資の価格が一部変動したものの、おおむね給食業務の運営は計画どおり実施することができたと、こういうふうに行行政は報告しているんやね。

この繰越金313万2,000円の理由についても、総括質疑の中での説明も理解できる説明内容ではなかったためであります。それが反対の理由ですね。

次に、給食センター運営規則第4条の3項によると、給食月数は11回である場合にあっては8月分を徴収しないとあるが、給食月数は8月の1週間、5日分でございますけれども、給食を提供したのですが、これはいつ、誰が、どのように決定したのかということも明確になっていない。それは、先ほどの委員長報告の中でも明らかにされておられません。その理由として、教育長の答弁から、給食運営委員会で認めていただいたと言われましたが、先ほど述べましたように、運営委員会は給食費に関する審議・調査を行うだけで、そんな権限はございません。要は、審議・調査をするだけで、その結果を所長に提言する。所長は、その先、どうなっているのかわかりませんけれども、要するに行政側が判断することであって、残念ながらいつも誰かに決めてもらったとか責任逃れと、こうとられかねない発言があるということです。

さらに、学校給食は保護者から負担していただいた給食費で運営するのであり、その範囲内で運営すればいいという発言がありましたが、この8月分の給食費を行政上、どのように決定されたのか。これについても不透明であります。また、教育委員会から平成24年11月、教育委員会定例会、これは24年11月21日の会議録の写しをもらいましたが、それも、日程第10のその他の中で審議しておるんですよ。その他の中の報告で、午前授業で給食を提供して自宅に帰らせる、このことだけ報告しておるだけです。具体的に8月分をどうするということは何も決定していないというんですよ。要は、この委員会の中に重要なことは議案に出してやらないかんですよ。それもその他というところでやっておるんですよ。

結果として、8月分を徴収していないことであるから、給食センター運営規則の内容をよく考えてみたところ、給食センター運営規則第4条第3項には、何回も言いますけれども、給食月数が11回である場合にあっては8月分を徴収しないとあるが、そもそも8月は夏休みで給食

の提供がないことが前提で作成されていたものであって、給食を提供した場合は、8月分を徴収するのか、どうするのか規則には該当がない事項であるので、第7条にあるその他必要な事項は、別に定めるという事項に私は該当するのではないかというふうに考えます。

ですから、どんな協議が教育委員会でなされたのかわからない限り、議員として承認すべきでないものであり、ここにおられる各議員も明らかになってから承認すべきだと考えるものがあります。

また、先般、西岡議員が9月17日の一般質問の中で、地方自治法第2条第16項、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。第17項は、前項の規定に違反して行った行為は無効であると述べておられます。

推定や憶測で言うてはいけませんけれども、行政がこういう後手後手な事務の処理をしているから、これはこのまま放置しておきますと、小さな問題でもおさまらなくなると。ましてや行政に不信感や疑いが持たれてしまう。

そういうことを含めて、私は先般の総括質疑の中で学校給食特別会計の執行状況については、監査委員からも意見がありましたよと言いましたね。一度、調査・報告してほしいというようなことを市長に問いましたが、市長さんは、報告されると言ったように思ったので、その後質問をやめましたけれども、これは私の聞き違いのようでありましたけれども、そのままの事実を状況報告として報告をしてもらい、議会として承認しないといけないというふうに思います。

平成26年の話ですけれども、今年度も同様に夏の暑さ対策をしているのだから、8月に2日分の給食を提供しております。25年度からの繰越金は94万4,000円しかないんですよ。夏の、ことし2日やりましたね。これは細かい数字は別としても、1回やれば最低110万から120万かかるんですよ。要は年間2億8,000万。給食費は20日と書いてありますから、250万近く。そういったことから、ことしはことしでしっかりと行政上の事務処理をしてもらわないと、25年度と同様な事象が生じますということですよ。

ですから、そういった件については議員にしっかり報告してもらい記述すべきであるというふうに思います。これは少数会派とか、あるいは最大会派であるとか関係なく、議員としての職務である。各議員におかれましても、8月の給食費の経緯を明らかになってから判断すべきであるので、反対の意見とします。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第60号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第50号から日程第23 議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第21、議案第50号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第59号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してあります。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました3議案につ

きまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月12日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計決算補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第50号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

定員の基準はどのような要素を組み入れながら定員数を算出しているか、その根拠について知りたいとの質疑に対し、国の指針では、災害時の避難誘導に必要な団員数を求める算式があり、団員1人当たり活動できる標準的な面積に管轄する面積を掛けると必要な団員数が求められます。また、各分団に配備してあるポンプ車には5人、可搬ポンプには4人の団員が必要と定めており、指針から求められる消防団員の必要人数はもっと多くなるが、現状における人数と団員が確保できる数字も加味して定員を242人としたとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

歳入科目の総務費国庫補助金における地域の元気臨時交付金対応の緊急経済対策事業について、当初の歳出事業費9億7,200万円はその後どのようなようになったのかとの質疑に対し、当初予算に関しては、公共施設整備基金から繰り入れて財源充当していた。その後、事業費の確定に伴い精算し、最終的に減額補正で調整をしているとの答弁がありました。

次に、生活保護費に関して、支出済額において平成24年度と比較すると25年度は2,631万7,753円減少している。その要因を具体的な数字でもって教えてほしい。また、保護率が3.62パーミルとなっているが、ほかの自治体との比較について教えてほしいとの質疑に対し、前年度対比において減少しているのは扶助費の内容に伴うものであり、生活扶助費で約650万円ほど減少があり、生活扶助の延べ人数の受給者数で前年より116人減っているとのこと。医療扶助費においても1,730万円ほどの減額で、これは生活保護受給者の入院している方々が御逝去されたことにより減額となっている。また、介護扶助では200万円ほどの減額があり、延べ人数で15人ほどの減少となっている。介護サービスを受けられている方の人数が減少していることが要因と考えられる。生活保護相談件数については、平成24年度は148件、25年度は140件である。保護率の他市との比較については、平成26年6月時点で当市は3.51パーミル、県内市の

中で保護率が高いのは、1番が岐阜市で16.07パーミル、2番が大垣市で4.95パーミル、3番が各務原市の4.9パーミル、4番が羽島市4.26パーミル、5番が土岐市4.22パーミル、6番が高山市4.08パーミル、7番目に瑞穂市の3.51パーミル、8番に郡上市の3.25パーミル、9番に可児市が3.24パーミル、10番に本巣市3.13パーミルという状況であるとの答弁がありました。

そのほかに、普通財産管理費における横堤の桜の木の剪定について、市民の声からは、枝等を短く切り過ぎるという意見があり、市としてはどのような判断で伐採等を行っているのかお尋ねしたいとの質疑に対して、7メートルから8メートル以上の桜の木を含めた高木の伐採については、あらかじめ植栽の専門的知識を持つ工事事業者に意見を聞き、現状のままでは大量の葉っぱが落ち、水路清掃にも支障が出てくることや、かなり老木であり倒木の危険性があるとのことから、区長、自治会長にも相談し、安全面を考慮して伐採を行ったとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論に入り、（仮称）大月運動公園整備事業については、陸上競技場をメインとした公園整備の案件が掲載されている本議案には基本的に反対するとの反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。小学校費の牛牧小学校正門ロータリー植栽等移設工事費において、今回の移設に伴い、樹木を寄附された方への了承は得ているのか。早急に行政側より直接面会して確認をすべきではないかとの質疑に対し、当初電話により本人の意向を確認したところ、内容は理解できているので来ていただかなくてもよいとの回答があり、電話にて教育委員会担当部署より説明をしたようです。その際、寄附した樹木については、できれば残してほしい思いはあるが、小学校増築のためであればやむを得ないという御回答であった。また、学校の評議員会やPTAにも意見を求めたところ、多くの卒業生もその樹木を見て育ってきているため、伐採等ほしくないでほしいとの意見があり、市としては、そのようなことを勘案して、教育的観点も踏まえ、移設を考えたとの答弁がありました。

しかし、その後、寄附者より全て残してほしいと言っているわけではなく、ある程度伐採もやむを得ないと思っている。私が寄附をした際の銘板があるはずだが、そうしたものを残して顕彰していただければよいので、市のほうで最もよい選択をしていただければよいと、ある議員さんに連絡があったとの説明が執行部より表明されました。

この説明を受け、この件については、計画をしっかりと立て、それに見合う予算を積算すべきであるという意見や、総務委員会の審査としては、条件つき、附帯決議をつけますが、にすべきである。やはり直接御本人に面会し、説明し、意向を聞いた上で執行したほうがよいと。また、事前に文教厚生委員会協議会で説明されているとはいえ、多額な補正予算を計上すると

きは、議会が理解できるような内容でないといけない。議会への説明が十分でないなどとの意見がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

この議案に関しては、牛牧小学校正門ロータリー植栽等移設のため1,339万2,000円の工事請負費が計上されていて、これは牛牧小学校校舎増築に伴い、正門ロータリーの植栽等を委嘱するものであり、その必要性は認めるが、補正予算を計上するに当たり、積算の根拠が漠然とした部分があり、過大な見積もりも懸念される。市の財政状況が厳しい中、予算の執行に当たっては、精査した見積もりをもって議会に対して十分な説明を行い、適正に執行するよう議案第59号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議が提出され、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年9月22日、総務委員会委員長 若井千尋。

○議長（若園五朗君） これより議案第50号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。お疲れのところ、恐れ入ります。

平成25年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

事業報告書によりますと、86ページ、（仮称）大月運動公園整備事業、大月地区に運動公園を整備するための事業費として1億7,633万2,000円が使われており、このうち設計業務委託は622万7,000円、全部無駄になったと言えます。グラウンドの設計ですね。622万7,000円というのは、1人1,000円ずつ何か役に立つことを使うとしたら、6,227人の方に1,000円分の何か恩恵が行き、1万円ずつ使うとしても622人の方が使えるというお金です。

また、公有財産購入、およそ1万3,000平方メートルで1億6,245万6,000円になっております。4人ぐらい、この土地の購入の議決のときには反対しております。反対理由は、私は目的がない土地は買えないということでしたが、御答弁は、グラウンドをつくるんだからと、だんだん見えてきたんですけど、陸上競技場を中心としたグラウンドを整備するんや、運動公園を整備するんやということでしたが、議会報告並びに意見交換会のときに、このことに踏み込んで市民が発言しております。

ちょっとだけ読みますが、不要な土地を議会で可決して取得していいのかという御意見でした。これに対して、文教厚生委員長さんは、行政からこういう計画があるという説明があったので、議会としても、そういう構想があるならという前提の中で、土地の取得については賛成してきたと。そのとおりですね。多数派の皆さんは賛成していらっしゃる。ところがこの方は引き下がらなかった。こういうふうに言われました。その場所を買うと、何も使わないという選択肢はその後とれなくなる。これに対して委員長さんは、買ったから何も使わずに放置しておくともったいないんじゃないかと、そういうことだと答えられたんですけど、市民の方は、あれだけ広い土地が市の土地として実質放置状態になった。今回、運動公園は否決された。じゃあ、何のための土地なのかということですよ。こういうふうに踏み込んで意見があって、これは理屈で言えば、多分文教の委員長さんは、まあまあ理路整然としていると思うんですけど、やっぱり市民というのは理屈だけじゃないんですね。感覚として無駄になったじゃないかと。やっぱりそういう判断だと思います。

今回、大月のパブリックコメントがされましたが、実質99人ぐらいですか、有効なアンケー

ト、物すごい多いと思うんですけど、100人近くあったというのは。このうち16%が何と何もつくらなくてもいいという厳しい御意見でしたね。

〔発言する者あり〕

○2番（くまがいさちこ君） 私語を注意していただけますか、議長さん。新生クラブだけ許すのはやめてください。

先ほど私が43号議案で言ったように、市としてはほかに優先すべきと私は思います。実際に市民の方にも要望があることがほかに幾らでもあるわけですね。ということで、昨年度は実際にその場でも否決、反対しておりますし、それが含まれているこの決算認定については認定せずという立場をとらせていただきます。以上です。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第59号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、委員長の報告は、原案及び別紙附帯決議を可決するものです。

したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、原案が可決されましたら、附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第59号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武。

本当は質問する気はなかったんですけども、この文章を見て、いかに行政側のずさんさ、そうでしょう。植栽工事で今回の移設に伴い、樹木を寄附された方への了承は得ているのか。早急に行政側より直接面会して確認をするべきではないかとの質疑に対して、当初電話で本人の意向を確認したところ、内容は理解できるので、来ていただかなくてもよいとの回答がありとあるでしょう。

これ、こう言いながらも、実質的に言われたことは、100万寄附された方が残してほしいと言っておったというような説明をされている。そして、その後に、小学校に評議員やPTAにも意見を聞き、多くの卒業生もその樹木を見て育ってきたのだから、これでもそうですが、その場所に残るなら意味もあるんだけど、これを移植して、いつの間にかどこにあったかわかんような状況になるのは、そういうことになってくるんですよ。そうした場合に、今言うような形でいけば、総合的に考えて、よく精査して、この見積書をとったのはどこの誰かは問い詰める気もないですけども、余りにもずさんな調査、そしてその辺のことをもう少し具体的に、やる前に議会の、今の総務でも文教厚生委員会でもいいけれども、相談をしてやるべき。だから、言っていることが、僕が会派で説明を聞いてでも全然違っているわけ。そうして、後のほうにこう書いてあるでしょう。ある議員さんに連絡があって、執行部より寄附をした際の銘板があるはずだから、それを顕彰してもらえばいいと言っている。だから、言うように、この件に関しては、あそこに樹木が残って、あのときの、そういうものだというならいいけれども、どこかわからないところに移植しました。それは何年かすれば忘れてしまいます。そのようなことも考えながらいけば、こんなことは論点にもならない、はっきり言えば。

最後のほうでもそうでしょう。正面ロータリーの植栽等を移植するものであり、その必要性は認めるが、補正予算計上するに当たり、移植を認めているんだけど、移植の程度、極端なことを言えば、公園に小さな木だけ持って行って移植するのか、それとも今言うように、牛牧小のロータリーにあった木だから、大きなやつを持ってほんと。この点で書いている点でさえも、僕からすると非常に疑問。

だから、言うように、あそこにあるモニュメントとか、いろいろありましたけれども、それをどこに置くかということも重要なことになってくるわけ。わけのわからんところに置くのか、今言うように、避難用に何とかだから花壇に置けんというけど、1.5メートルの幅があるなら、あそこに幾つか置けるわけでしょう。これが非常用ときに障害になるとか云々ならば、あそこに1.5メートルの花壇なんかつくる必要ないんですし、いろいろなことを検討して出してくるべき、行政側も。

そのようなことで、僕は総務委員長にもお願いしたいというのは、こういうようなものを今後に関して、決議がいろいろ出てくるらしいですけど、やはりやるときには、本当に移植が必要なのか、そういうことも含めて、100万の寄附は、恐らく今の金だったら1,000万、もっとですよね。極端なことを言うと、金額が40年前の初任給2万円ぐらいのときの金額ですから、10倍にはなっているわ。1,000万円以上の金額を寄附されたと思うんですよ。だから、そういう方が、僕が言うように、執着はないと思っていたんですよ。

だから、執着があるような話で持ってきたけれども、執着はないと、すごい人だと思う。そのとおりだと思う。だったら、やはり今言うように、銘板があるならそれを残しておいて、そ

の方の気持ちをいかに大切にしながらいくということと、移植をせんならんというのは別問題だと思う。だから、その辺のことで移植ありきのことを書いてあるんだけど、最終的な形で。だから、その辺も含めて総務委員長には、ぜひこれに関しては本当によく検討していただくようお願いをして、その辺のことだけ、ちょっと答弁をお願いできれば、本当はしないつもりでしたけど、この文章を見て、やはりもうちょっと行政も精査して、こんなもの電話だけで云々とおかしな話でしょう。やはりその辺のことも、誠心誠意こういうふうでどうしたらいいのか、増築するで、あそこの部分は狭くなってしまうんだし、申しわけないけどということ、を、当然民間の企業だったらしめていると思う。役所がそんなことをしないで電話で聞きましたなんてもってのほか。この辺がだめなの、極端なことを言うと。違いますか。だから、質問するつもりはなかったですけども、このあれを見てびっくりしました。だから、総務委員長にお願いして、今後に関してはよく精査して、そして納得できるような金額を使っていたきたいと思って、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 堀議員の御質問にお答えします。

全くそのとおりで、そういったことを報告させていただきました。委員会の中でもそのような質問がたくさん出ました。やはり執行部におかれましては、報告させていただいたとおりの内容でございましたので、しっかり議会として納得できるような補正を組んでほしいという、また内容をしてほしいということで、今回、この59号に対してしっかり予算を精査して使っていただけるように附帯をつけさせていただきましたので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第65号及び日程第25 議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第24、議案第65号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第25、議案第66号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、2件の追加提案について御説明をさせていただきます。

まず、議案第65号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 北川けい子氏の辞任に伴い、新たに赤尾りえ子氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第66号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会の委員に欠員が生じたので、新たに田中隆秀氏を候補者に推薦したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上2件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時30分

再開 午後 6 時46分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号、66号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第65号、66号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより議案第65号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより人権擁護委員候補者に赤尾りえ子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者の推薦について、赤尾りえ子君を適任とすることに決定いたしました。

これより議案第66号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから田中隆秀君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。

瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員に田中隆秀君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に田中隆秀君を選任することは同意することに決定いたしました。

日程第26 発委第8号及び日程第27 発委第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第26、発委第8号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてから日程第27、発委第9号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示についてまでを一括議題とします。

委員会提出議案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 小川勝範君。

○議会運営委員長（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

ただいま若園議長に発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会を代表して、提出議案の説明を行います。

地方自治法第109条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により、議会運営委員会よりお願いする議案は2件であります。

これより順次提案理由の説明を行います。

発委第8号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

常任委員会、議会運営委員会の任期満了に伴う改選が任期満了前において、委員及び互選をする正・副委員長の選任することができる。これはどういうことかといいますと、先般の6月議会は、この条例が改正してなかったために、冒頭に正・副委員長は、当日決定するわけでございますが、この条例が従来の条例でございましたので、どうしても任期満了を過ぎないと正・副委員長が決まらないという条例でございましたので、ぜひ皆さん方の御審議をいただきたいと思えます。

これ、今までの条例については、旧町の条例であったと。今回の条例については、新しい市の条例で改正されるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、発委第9号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告

示についてであります。

民事訴訟法第383条の規定に基づく支払い督促の実施、市営住宅の明け渡しに係る訴えの提訴等及び損害賠償における和解をするに当たり、裁判への円滑な移行及び公平性の確保と迅速かつ機動力のある金銭債権の処分、回収の手続をとるための改正を求める内容でございます。

この内容等については若干説明します。

実は、今議会中でございます。議会中に専決処分をやる場合はできません。本会議場にかかけないと専決処分ができません。この改正を皆さん方にお願ひしますと、議会中でも専決処分ができるという条例でございますので、よろしくお願ひしたい。

以上、2案件を提出いたしますので、議員各位の御協力をいただいて、原案どおり決定することに御協力をいただくようよろしくお願ひをいたします。

議会運営委員会を代表して、提出いたします。以上。

○議長（若園五朗君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、発委第8号と発委第9号を会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 御異議なしと認めます。したがって、一括議題となっております発委第8号と発委第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより発委第8号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第8号を採決します。

発委第8号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願ひます。

起立全員です。したがって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

これより発委第9号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第9号を採決します。

発委第9号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項を改正する告示について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第28、発議第10号軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま若園議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

庄田昭人議員、河村孝弘議員に御賛同いただきまして、軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書案を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんな

どの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されず、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機構においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められているところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

1. 軽度外傷性脳損傷について、国民を初め、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
2. 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

なお、提出先は安倍晋三内閣総理大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、下村博文文部科学大臣。以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第29 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第29、発議第11号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議案を別紙のとおり、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。

提出者は、私、西岡一成、賛成者は堀武議員、広瀬捨男議員、くまがいさちこ議員であります。

以下、案文を朗読して提案とさせていただきます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議案。

去る9月17日に行われた平成26年第3回瑞穂市議会定例会の一般質問で、堀孝正市長の親族会社に対する利益供与に係る問題が取り上げられ、執行部からは調査結果が報告されました。結論を要約すれば次のとおりです。

これまでの都市計画区域外における寄附採納による市道認定の基準は、「瑞穂市市道編入基準」ではなく、「岐阜県宅地開発指導要領」である。「瑞穂市市道編入基準」の文書は、平成18年から同21年まで市道認定を担当していた職員が、担当課職員及び上司に何らの相談もせず、自己の手持ち資料として自主的に作成したものであって、正式の公文書ではない。

したがって、平成25年6月7日起案で、同月18日決裁文書にて、有限会社サーンホームの寄附採納による市道認定に「瑞穂市市道編入基準」を適用し、通り抜け道路でないことを根拠に市道認定できないとした行為は、瑕疵ある行政行為であり無効である。

上記報告で明白になったことは、百条委員会存続の根拠がなくなったということであります。

百条委員会設置の根拠は「瑞穂市市道編入基準」を正式な公文書として、有限会社サーンホ

一ムの寄附採納による市道認定に適用して却下した平成25年6月7日起案で、同月18日決裁の文書とそれに係る行政行為です。

しかし「瑞穂市市道編入基準」の作成者自身からの事情聴取により、それらの文書及び行為が、瑕疵ある行政行為であることが明白になったわけであります。よって、当然の論理的帰結として直ちに百条委員会は廃止されるべきであります。

百条委員会の存続根拠がなくなったことが事実により明白になったにもかかわらず、なおかつ存続させるというのは、まさに権利の濫用であります。係る行為は不法行為として損害賠償の対象となり得るものと考えます。さらに言えば、9月17日に執行部から「都市計画区域外における寄附採納による市道認定は『瑞穂市市道編入基準』ではなく『岐阜県宅地開発指導要領』を適用していた」との調査結果の報告を受けていながら、なおかつ百条委員会を存続させるとの行為は、刑事事件的には名誉毀損罪における故意の立証とも関係してくると思われるところであります。

ともあれ、議会としての正常な議会運営を一日も早く回復し、住民福利の向上のために議員それぞれが生産的に切磋琢磨できる議会となるよう努力することを決意し、本決議を提出するものであります。

以上であります。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議案に関して質疑をさせていただきます。

この文書にかかわることにおいて、9月17日に行われた一般質問での答弁に関するものの書類の提出を望みたいと考えております。このことにおいては、一度精査をして、しっかりとまた協議をしなければならないというふうに私は考えております。

まずもって、この文書の中における4行目、これまでの都市計画外における寄附採納による

市道認定の基準は、瑞穂市市道編入基準ではなく、岐阜県宅地開発指導要領である、まずこの2行の文章だけでも大きな間違いであります。もし言うなれば、岐阜県宅地開発基準指導要領を準拠していたのであるという言葉であるならいいだろうけれども、まずはこの基準を認定するには、岐阜県宅地開発指導要領でとれるはずがない、もしくは瑞穂市の中でこれを適用するという一文があるのでしょうか。ということは、この文章が全く成立していない文章である。これまでの都市計画外におけるということではなく、これは瑞穂市市道編入基準は、瑞穂市内に全てにおいて係る基準であるというふうにありますので、全くこの2行に関しても間違っている文章であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

今、庄田議員から御指摘いただきまして、ありがとうございました。

全くそのとおりです。この文書は、「準用」という言葉が抜けておりました。これは訂正をしていただければありがたいと思いますので、この岐阜県宅地開発指導要領を準用して行っていた。これは全くそのとおりで、訂正をお願いしたいと思います。

あと、これ、校正が十分できていないと思いますけれども、間違ったところがあったら御指摘をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今の訂正でこの文書が成立するのでしょうか。議長、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後7時12分

再開 午後7時12分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元の資料の5行目ですけれども、「基準ではなく、岐阜県宅地開発指導要領に準用して行っていた」を言葉で追加して、この案でそのままいきますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 「準用」をプラスしても、先ほど言いましたが、岐阜県宅地開発指導要領を瑞穂市市道編入基準、この要領だけで認定することはできない。だから、どこかに「岐阜県宅地開発指導要領に準用する」という一説が入っていないと、この一説における文章はどこにあるのかということを確認しておるわけですが、この文章は、宅地開発要領で準用していた

ものに関するのは何もないのでございます。

それは一つの条例の中で、それは32条協議の中でこの宅地開発指導要領があり、その中から基準があり、認めるか認めないかというものが必要であったのに、今この必要なものがなくなってしまったというようなことであれば、言葉に適切ではなくなってしまったということになる。なので、実際にはきちっと瑞穂市市道編入基準があったものと言わざるを得ない文章である。また、この土地の文章の中で正式な公文書ではないと書いてありますが、自主的に作成したものであっても、パソコンの中でつくったものはなぜ正式ではないのか。職員が公務中につくったものに関して、正式でない文書があるなんてことは私には考えられません。

一つのメモをとったものも、公務の中においてつくられたもの、作成したもの、書いたものは全て公文書である。それが正式な公文書でないなんてことは決してあり得ないのでございます。そこら辺の部分についての公文書については、正式なもの、もしくは正式でない公文書というのはどういうことなのか、お伺いいたします。

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず、この岐阜県宅開発指導要領というふうに書いておりますけれども、私は、今まで岐阜県開発許可基準というふうに言ってまいりました。17日の執行部の答弁で、再三正式の名称を上げてくれと、こういう質問をいたしました。そのときに言われたのが岐阜県宅地開発指導要領だったから、これを使ったということですね。それ以前は、岐阜県開発許可基準をこれに変えたということであります。

あとの正式の公文書という言い方も、これも執行部の答弁にあったというふうに思います。ですから、こういう表現を使ったわけであります。私、自分の考えだと別の表現をしますけれども、執行部の答弁ということで、ここに結論を要約すれば次のとおり、執行部の要約ですよ。だから、そのところをよく考えてください。

ただ、執行部の答弁の引用で私が聞き間違っておれば、それはもちろん訂正をします。ただ、今の私としては、こういう表現を執行部が使って答弁をされたという立場で、結論を要約すれば次のとおりですと。執行部からは調査結果が報告されましたということを書いていますね。今、ここの行から、したがって以下のところまで、執行部の答弁を要約しているの。誤解のないようにしてください。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 答弁だろうが、ここに書いてあるのは正式な公文書でないということであるので、西岡議員のお考えはということだったんですが、次に進めさせていただきます。

したがって、平成25年6月7日起案で、同月18日決裁文書にてという文章の最後に、上記の

報告で明白になったことは、百条委員会の存続の根拠がなくなったということでありますが、まずもって、ここの文章も間違っていることでもあります。

私が提出したものは全く日にちの違う文書ではありますが、平成25年7月25日の文書にて、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けるよう進めてよろしいかというこの文章であるので、その進めた内容について疑惑、疑念があるので、ここは調査をするべきだということでありますので、ここの部分とは少し違うので、全くの根拠がなくなったことではない。そのように考えていただくと、今回の廃止する決議については全くずれた文書であることが間違いないというふうに考えますので、その部分をどのように判断するか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 百条委員会の根拠がなくなったということは、百条委員会の根拠は、瑞穂市市道編入基準を正式な公文書として有限会社サーンホームの寄附採納による市道認定に適用した。しかし、その結果は却下である。ここには書いていないけれども、さらに、したがって、そこに市長が出かけていって、新しい要綱をつくって市道認定をできるようにしたということなわけですね。そのことが百条委員会をつくる根拠、利益供与としての疑いがあるということ。だから、そういう意味で瑞穂市市道編入基準の当てはめ自体が間違っていた。実際は岐阜県の宅地開発指導要領を準用してやっていたということが明らかになったから、百条委員会をつくる根拠はなくなったと、そういうことを申し上げておるわけであります。

ただ、今言われた文書は2ついただいた、我々は。一番最初に、その後の文書をもらって、日にちはちょっと忘れましたけれども、1カ月後ぐらいですか。その文書に6月18日で意見をつけてというふうに書いているから、その文書はどうですかということで、その文書をいただいて見たら、その中身が、いわゆる瑞穂市市道編入基準の当てはめであったということですね。そこが基本的に一番の間違いであったということが趣旨なわけです。

具体的な数字で間違っていることがあれば、思い違いがあれば訂正をさせていただきます。申しわけないです。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 間違っていれば訂正ということでは、この決議する文書としてはとても不安定ではないでしょうかね。

私の言っていることと全くかみ合っていないと言わざるを得ない。この文書に対して、いつもならすばっと切れるような西岡議員の答えがあるというものでありますが、何か歯切れの悪い言葉になっているんじゃないでしょうか。

西岡議員が憎くて言っているわけじゃないんですよ。いつもしっかりと物差しを持って、レンズを引いたその見方をしているのかということを私は確認をしたいということでございま

す。そうしたら、ここは6月7日時点での起案書で百条を立ち上げたということではなく、しっかりとした根拠を持って立ち上げたことでありますので、そのところをよろしくお願い申し上げます。この文書としては、さらに確認をしなければならない文章がありますが、一応根拠がなくなったものではないというふうに考えております。

その部分について、さらに下のほうに行きますと、先ほどの瑞穂市市道編入基準ではなく、岐阜県宅地開発指導要領を適用していたと、このことについてもしっかりと調査をしていかなければならないことになりましたので、先ほどの答弁書の提出をきちっと、その日に使われたものを求めていかなければならない。また、さらに瑕疵ある行為ということの「瑕疵ある行為」ということについて誰が判断したのか、瑕疵ある行政行為であり無効である、その瑕疵をしっかりと行政内で話し合われて、この行為は瑕疵であったというような結論が出たのか出ていないのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 百条委員会設置の根拠というのは、別にここに書いていることで問題はないと思います。あくまでも、瑞穂市市道編入基準を正式な公文書として有限会社サーンホームの寄附採納による市道認定に適用したけれども、行きどまり道路である、通り抜け道路でないということで却下をした。それは、内容はこの6月7日起案、18日決裁の文書ですよね。それがその中身であります。そのことが百条委員会をつくる根拠になっていると思う。そういう意味では別に問題はないと思うんです。

ただ、この後、今御指摘された誤字の問題ですね。校正ミスでまことに申しわけないです。きちっと全部校正ができていないということを、今自分でも指摘によって考えさせていただきました。これもあくまでも適用ではなくて、準用していたですね。大変申しわけないですけども、適用じゃなくて開発指導要領を準用していた、中身は。そのものの適用じゃないですよ。それは県のものですから、適用というのはおかしいんです。それを準用したんです、瑞穂市が。という意味で、その御指摘はまさにおっしゃるとおりで、私もそう思います。ですから、議長にはたびたび申しわけないんですけども、このところについても、「適」を「準」に訂正をしていただきたいというふうに思います。

まことに恐縮ですけども、校正がまさに粗製乱造でやりましたので、御指摘のあるところもほかにもありましたら、ぜひ言っていただいて、訂正をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 議事の都合により休憩します。

休憩 午後7時28分

再開 午後7時29分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまこの文書については、適正でないために取り下げにしてもらわないと、あくまでもこの文書は正規のものと違いますので……。

〔発言する者あり〕

○議長（若園五朗君） 静粛に。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） まことに申しわけございません。

先ほどから御指摘をいただいていることは全くそのとおりで、私もそのとおりだというふうに思っております。

ただ、校正ができていなかったということについて、そういう文書を出したこと自体が問題があるといえれば問題がありますけれども、できれば少し暫時休憩をしていただいて、10分もあればできると思います。それは、やはり新生クラブの皆さんに御理解をいただいて、きょう一番最後の決議でございますので、それでやり終えるということをお願いをしたい。そうでないと、議会があったときに同じものをまた出さなきゃいけない。だったら、きょうの段階で一つ決着をつけていただいておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

事務局にパソコンがありますので、原稿を送っていますから、それを少し、今言ったところを訂正するということになるかと思いますが、もし御理解いただければ、それでお願いをしたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） その場で休憩をとります。

休憩 午後7時32分

再開 午後7時43分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長名で、今回の西岡君の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議案については、文書を取り下げしていただいて、事務局で直してもらって、それで確認して、再度議運にかけてこちらへもう一回審議するというように決定しましたので……。

〔発言する者あり〕

○議長（若園五朗君） それは、今言っている議長、副議長、議運の委員長等で決定しましたので、このまま審議できませんので……。

〔発言する者あり〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後7時47分

再開 午後8時22分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議長が発言したことにつきましては、取り消します。

9月22日、西岡君ほか3名から提出された市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議について、撤回したいとの申し出があります。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議がありますので、起立によって採決します。

〔「休憩動議」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後8時24分

再開 午後8時25分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度繰り返します。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 発議第11号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件

○議長（若園五朗君） 追加日程第3、発議第11号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を議題といたします。

西岡一成君から市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件の理由の説明を求めます。

西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 大変皆さんには迷惑をかけて、まことに申しわけありません。

先ほど庄田議員から、誤りについて御指摘をいただき、ありがとうございます。

具体的に岐阜県宅地開発指導要領ということを書いてとまっていたけれども、その後に、指導要領を準用して行っていたというふうに直したいと思います。いわゆる議運の委員長も話されたように、話の内容が適用と準用では全く違ってきますので、正確に直さなければならぬというふうに思っております。

したがって、同じ問題としては、指導要領を適用していたという部分が下から6行目にあるんですが、この適用についても準用ということで「適」を「準」に変えさせていただくということでもあります。

それからもう1つは、先ほどこれも御指摘ありましたけれども、正式な公文書というふうに表現をしておりましたけれども、執行部にも確認をしたところ、そういう言い方はしていないということですので、私の耳の聞き間違いです。テープを聞いて実際のところわかると思いますけれども、一応この場ではそういう言い方はしていないということでもありますので、「決裁行為をなしていない文書」であるというふうに訂正をさせていただきます。

以上3点が訂正の内容であります。あとはそれぞれの見解の相違とかいうことがあるでしょうけれども、とりあえずこういう形で訂正をさせていただきまして、皆様方におわびを申し上げます。

○議長（若園五朗君） お諮りします。ただいま議題となっております市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を起立によって採決します。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立少数です。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議撤回の件は、許可しないことに決定しました。

引き続き庄田昭人君の質問に移ります。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 提出された議案が私の指摘により変更された。まずもって、今までの西岡議員のこの大切な決議案に対して修正を求める、非常に残念なことであるというふうに考えさせていただきます。また、引き続きこの文書の中で大きな間違いがわかったわけでありますので、この決議案に対して非常に納得いくものではないということでもあります。

よって、私としては、このままきちっとこの形で採決をお願いしたいと思いますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、休憩します。

休憩 午後 8 時34分

再開 午後 8 時50分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五朗君） 8 番 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） この件については慎重にいきたいと思いますので、とりあえず退場します。

〔8 番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 今、私は間違いを訂正して、それから質疑をやって、もっと継続して、そして討論をやって、採決をやるということを希望しておりました。しかしながら、訂正をすることも認めない、撤回することも認めないという状況の中で、今、こういう形で採決に入らざるを得ない。本意ではないということをしっかりと議事録に残る形で申し上げておきたい。訂正箇所についても具体的に先ほど報告したとおりです。ですから、それも議事録に残っておるとしますので、本意ではないと。その明記が自分自身で間違いがあったということについては深く反省しております。

○議長（若園五朗君） これから発議第11号を採決します。

発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

〔8 番 松野藤四郎君 入場・着席〕

日程第30 議員派遣について

○議長（若園五朗君） 日程第30、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については、2件ございます。

まず1件目は、平成26年11月6日に中濃十市議会議長会の主催による議員研修が関市で開催されるため、議員全員を派遣するものです。

続きまして2件目は、平成26年11月12日と13日の2日間、先進事例市であります新潟県長岡市の子育て支援事業と駅前再開発整備事業、富山県黒部市のPFI事業を活用した施設を視察研修するために議員全員を派遣するものです。

以上の2件につきましては御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（若園五朗君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後8時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月22日

瑞穂市議会 議長 若園五朗

議員 広瀬時男

議員 小川勝範